

令和2年度第1回袖ヶ浦市景観審議会

1 開催日時 令和2年11月25日 午後3時開会

2 開催場所 市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

委員	阿部 貴弘	委員	泉水 克裕
委員	田邊 学	委員	熊谷 一秀
委員	宇野 武夫	委員	吉田 良美
委員	山田 満	委員	大野 清
委員	在原 緑	委員	遠藤 久美子

4 出席職員

市長	粕谷 智浩	都市整備課主査	高橋 正人
都市建設部長	小島 悟	都市整備課主査	鶴岡 俊洋
都市建設部次長	佐藤 英利	都市整備課主事	柿本 健
都市整備課副参事	神子 正利		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	4人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市の景観まちづくりについて（総論）
- (2) 袖ヶ浦市景観計画の変更について（諮問）
- (3) 袖ヶ浦市景観計画の点検・評価について（状況報告）
- (4) 今後の景観まちづくりについて
- (5) その他

7 議 事

事務局（神子副参事） 【開会】

粕谷市長 【挨拶】

事務局（神子副参事） 【委員紹介】

事務局（神子副参事） 【職員紹介】

事務局（神子副参事） 【資料確認】

事務局（神子副参事） 【資料1により、所管事務の説明】

事務局（神子副参事） 続きまして「会長・副会長の選出について」でございますが、袖ヶ浦市景観条例施行規則第30条の規定により、本審議会に会長及び副会長を置くことになっております。選出にあたりまして、仮議長として小島部長に進行頂きたいと思っておりますが如何でしょうか。

《異議なしの声》

よろしいでしょうか。それでは小島部長よろしくお願いいたします。

小島部長 小島でございます。暫時、仮議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いします。先ほど事務局から話がありましたとおり、袖ヶ浦市景観条例施行規則第30条の規定によりまして、本審議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置くことになっております。また、同規定により、委員の互選によって定めることになっております。立候補及び推薦はございませんか。

山田委員 立候補がないようですので、私から推薦させていただきます。会長には、景観行政や景観計画を専門とされ、現在会長を務められている阿部委員に引き続きお願いしたく推薦します。また副会長につきましても、色彩の専門家であり、現在副会長を務められている田邊委員に引き続きお願いしたく推薦します。

小島部長 山田委員から、会長に阿部委員、副会長に田邊委員を推薦したいとの意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

《異議なしの声》

皆様のご賛同をいただきましたので、会長に阿部委員、副会長には田邊委員ということで、決定とさせていただきます。それでは、会長・副会長が選出されましたので、仮議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございます。

ございました。

事務局（神子副参事） 新会長が決まりましたので、阿部会長には議長席に移っていただき、ご挨拶を頂戴したいと存じます。

阿部会長 【挨拶】

事務局（神子副参事） ありがとうございます。続きまして、田邊副会長からもご挨拶を頂戴したいと存じます。

田邊副会長 【挨拶】

事務局（神子副参事） ありがとうございます。なお、粕谷市長でございますが、公務がございますので、ここで退席させていただきます。ご了承の程お願いいたします。

粕谷市長 【所用のため退席】

事務局（神子副参事） 【出席状況確認】

〔10名中10名の出席、景観条例施行規則第31条第2項の規定により、定数の2分の1以上の出席のため、会は成立。〕

事務局（神子副参事） それでは、改めて議事に入らせていただきます。袖ヶ浦市景観条例施行規則第30条第2項の規定に基づきまして、会長が本会の議長を務めることとなっておりますので、これより先は、阿部会長にお願いいたします。阿部会長、よろしく申し上げます。

阿部会長 それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきます。本日の議題は4件でございます。議題1「袖ヶ浦市の景観まちづくりについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（鶴岡主査） 【資料2により、袖ヶ浦市の景観まちづくりについて説明】

阿部会長 説明が終わりましたので、ご質問等がありましたら、ご発言をお願いします。なお、限られた時間で多くの方が意見を述べる機会が得られるよう、ご質問は簡潔にお願いします。

熊谷委員 説明の中で、「届出に対して慎重な審査を行っていく」とありましたが、届出は法令の違反等がなければ、断るということは基本的にないと思います。

審査するという文言は、届出に対して合わないと思いますが、一方で届出によって景観を一定の基準に収めるという、市民・行政間のコミュニケーション上のツールといったイメージとも捉えました。実際のところ届出の運用の実態はどうなっているのでしょうか。

事務局（鶴岡主査） 運用の実態として、委員発言のとおり、届出がなされ特段問題がなければそのまま処理がされることとなります。なお、審査ということで、景観計画には形態意匠や色彩等、様々な基準も設けています。このため、届出がされれば、現状確認をしつつ、このような基準に適合しているか慎重にチェックしているというのが実際の業務の実態となります。

熊谷委員 実際には届出内容の確認をしているという形でしょうか。

事務局（鶴岡主査） 届出内容の確認をし、基準に適合しているのかをチェックしているといたったものです。

阿部会長 先ほど、田邊副会長の挨拶にもありましたが、袖ヶ浦市の景観計画は、策定して終わりではなく、見直しを行い、適宜改定を行うなど、適切な運用をしていると思います。運用し、修正をしていくということで、次の景観計画の変更について審議をいたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋主査） 【資料3により、袖ヶ浦市景観計画の変更について説明】

阿部会長 説明が終わりましたが、これまでの議論を踏まえて、今日審議会に景観計画の変更、具体的には景観重要公共施設の指定について諮問いただきました。この景観重要公共施設ですが、景観計画では市民や事業者に一定の基準に従うよう規制していますが、景観重要公共施設は、行政自らが管理する公共施設を景観に配慮してしっかり管理していくといった姿勢を示すこととなり、非常に重要な制度と感じます。他の自治体では活用されていないことも多いですが、今回は市の総合公園を指定するという事で非常に前向きなものと感じます。パブリックコメントでも意見はありませんでしたが、皆様からご意見等がありましたら発言をお願いします。

田邊副会長 今回の景観重要公共施設の指定にあたっては、長期間にわたって準備を進められており、私は色彩が専門ですが、色彩基準についても公園内で適用するという事で、景観アドバイザーとして助言した内容についても反映していただきました。内容は緩やかではありますが、現状から突出するようなものがないという方向でまとまっているのではないかと思います。

阿部会長 ありがとうございます。もし、本案についてご異議がないようでしたら、景観重要公共施設の指定について「特に異議はない」ということで、市長へ答申してもよろしいでしょうか。意義のない方は挙手をお願いいたします。

《全員挙手》

全員、異議がないようですので、「袖ヶ浦市景観計画の変更について」は、「特に異議はない」ということで、市長へ答申することにいたします。なお、工事などで使用する仮設工作物で、赤い三角コーンがそのまま残って常設となっている場面をよく見かけます。写真にも写りこんでしまうこともありますので、常設とにならないよう適切に対応いただきたいと思います。それでは、次の議案に移らせていただきます。議題3「袖ヶ浦市景観計画の点検・評価について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局（高橋主査） 【資料4により、袖ヶ浦市景観計画の点検・評価について説明】

阿部会長 ありがとうございます。本日の報告は、アンケートの実施結果の速報であり、この結果を踏まえて景観計画の変更や景観の取組にどうつなげていくかということをおよびの審議会で議題にするということによろしいでしょうか。

事務局（高橋主査） その通りです。

阿部会長 では、そうした状況を踏まえ、結果等についてご質問等があればお願いいたします。なお、景観計画を策定して終わりといった自治体もある中、定期的に点検評価を行うことは、景観計画策定団体の中にあっても良い取組だと思ひます。

田邊副会長 先ほど景観の届出対象の見直しという説明がありました。どちらかというくと建築物の届出対象のスケールを見直して、対象を増やすといったことがイメージとしてあり、確かにこのように変更する自治体もあります。しかし、比較的新しく景観計画を策定した団体等では、太陽光発電設備やコンテナ倉庫、コインパーキングなど、いわゆる景観阻害となるものについて、届出対象とし、基準に沿った整備をしていただくといった取組をしている自治体もあります。規模の見直しもありますが、新たな阻害要因に対する対応も検討いただきたいと思います。

事務局（高橋主査） 委員発言のとおり届出対象となる規模の見直しの検討を考えていましたが、併せて太陽光設備やコインパーキング等についても検討していきたく思ひます。

阿部会長 特に課題となっている事例はありますでしょうか。

事務局（高橋主査） 現状コインパーキング等、そこまで景観を阻害しているといった報告は受けていませんが、今後、阻害している状況なのか市でも調査し、検討をしていきます。

阿部会長 何か事が起きてからという前に、近隣市などとも情報交換をしつつ、予め手が打てるよう検討を進めていただきたいと思います。

宇野委員 今後の景観の重要な取組として無電柱化についてですが、私は先日、静岡県富士市に行きましたが、電柱が無く富士山が美しく見えました。外部から訪れた方が駅を降りると電柱のない街がある、きれいな街に着いたなどといった印象が残る街になれば良いと思います。先ほどの説明では、電柱のことについては触れられていなかったようですので、無電柱化に対する意見を言わせて頂きました。

事務局（佐藤次長） 本市では袖ヶ浦駅南口の駅前線のみ無電柱化となっています。以前は電柱と電線により東京湾の景色もきれいに見えないといった状況でしたが、現在は丘の上からきれいな風景が見られるようになりました。電線や電柱は景観に対して大きな影響があることは理解しており、市民の皆様にも良い景観を体験いただけると感じています。また、袖ヶ浦駅海側地区については、無電柱化とはなっていませんが、幹線道路沿いには原則電柱を設置せず、裏の道路からの配線となっています。また、今後市民会館の隣接地において100件程度の宅地開発が予定されていますが、こちらでは全域無電柱化が計画されています。なかなか景観計画の中に無電柱化をするとまでは、予算の都合もあり記載できていませんが、無電柱化は良好な景観形成の取組でもあり、無電柱化による都市づくりによって良い景観が形成されるということは発信していきたいと思っています。

阿部会長 市街地の整備において、景観に配慮すべきことはどんどん発信いただきたいと思います。

熊谷委員 農業事務所において景観上課題なのが、耕作放棄地や違反開発などです。違反開発は別の法令で対策をしていくと思いますが、耕作放棄地に対しては規制がなく、特に市街地に近い場所において、孤立した農地が耕作放棄地となり、荒れて景観も悪くなることもあると思います。こういった課題に対し、市は状況を把握しているのでしょうか。また何か対策をしていくといったことはあるのでしょうか。

事務局（佐藤次長） 耕作放棄地については、景観計画を策定する際にも市民からの意見があったと記憶しています。耕作放棄地以外にも、砂を取った後の山肌な

ど本来は植樹すべきですがそのまま放置された所など、景観上問題があると認識しています。しかし、景観計画の中において、実際に規制をするところまではしておらず、このような課題に対しては関係課と連携して対応していきたいと考えています。

熊谷委員　　なかなか規制とまではいかないと思いますが、お互い関係機関と連携して対応していきたいと思います。

阿部会長　　市内では景観まちづくり活動をされている団体が多くいると思います。このような団体の方と連携して、耕作放棄地を活用する取組に対して補助するなど、この課題には多面的な取組ができると思いますので引き続き検討いただきたいと思います。この点検評価については次回の審議会で、次のステップについての議論となると思います。それでは、次の議案に移らせていただきます。議題4「今後の景観まちづくりについて」事務局から説明をお願いいたします。

事務局（柿本主事）　【資料5により、今後の景観まちづくりについて説明】

阿部会長　　ありがとうございました。これは、皆さんから何か取組のアイデアをいただいた方が良いでしょうか。

事務局（柿本主事）　せっかくの機会なので、委員の皆様から景観まちづくりが広がるような考えや参考となる取組事例があれば教えていただきたいと思います。

阿部会長　　景観まちづくりとは景観を入口としたまちづくりで、まずは景観に関心を持ってもらわなければスタートラインに立てません。まずは課題認識でも景観に対する魅力を意識することでも良いと思います。いずれにせよ景観に関心を持ってもらうための取組をしてもらう必要があります。これまで、平成22年から景観まちづくりの取組をしていますが、まだ浸透していない面もありますので、今後手を加えて次年度以降実施していくとのことです。皆様から何か意見などありませんか。

田邊副会長　　最近コロナの影響で、人が集まる事業というのが難しくなっています。私がかかわっている事例ですと、神奈川県逗子市や東京都世田谷区において、景観謎解きという、ルートを設定してルートと謎だけが示されていれば、小集団で景観を楽しむことができるといったイベントを実施しており、結構人気もあります。従来のまち歩きといったスタイルだけでなく少し工夫をして、景観を感じてもらえるような取組になるのではないのでしょうか。一例としてご紹介します。

阿部会長　最近、大学では対面授業が制限され、毎晩のように動画を製作しています。普通の授業は90分ですが、大学の方針で動画では60分程度となるようにしています。しかし60分でも学生にとっては長く感じるそうです。そうすると、今まで講演会等で2時間くらい話していたのが長すぎたのではないかと感じます。コロナ禍で長時間、人を集めるのも大変だと思います。このため、ちょっとした工夫で良くなる景観、例えば庭や屋外広告物など、簡単に一步踏み出せるような景観について、専門家にも出演いただき、10分程度の動画にして配信するなど、景観を良くするための動画配信という取組もあると思います。また、商業施設を応援する視点から、良い屋外広告物や看板を掲出している事業者を表彰する取組は他の自治体でも実施していたりします。市が直接、「景観が良いからこの店に行こう」とは言えませんが、看板が良好なまち並み景観に寄与しているといったことを紹介することで、間接的に商店の応援にもなると思います。私の考えた案ですが紹介します。なお、他に委員から意見があれば、後日事務局に述べることはできますか。

事務局（柿本主事）　大丈夫です。

阿部会長　それでは会議時間も相当経過しておりますので、次に移ります。議案5「その他」について事務局から何かありますか。

事務局（神子副参事）　特にございません。

阿部会長　それでは議題は以上となります。他に、折角の機会でございますので、委員の皆様から、その他、自由なご発言があればいただきたいと思いますが、ご意見等はございますか。特にないようですので、本日予定しました議題は滞りなく、すべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

事務局（神子副参事）　阿部会長、委員の皆様ありがとうございました。委員の皆様には、議事録調製にあたり発言内容の確認をいただき、その後、議事録の写しを事務局から送付させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、連絡事項として、今後の審議会開催予定ですが、先ほど説明いたしました景観計画の点検評価の最終的な取りまとめを行うにあたり、第2回審議会の開催を来年2月頃に予定しております。日程が決まりましたら正式な開催通知を皆様に送付させていただきますのでよろしく願いいたします。本日は長時間に渡り、ご審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第1回袖ヶ浦市景観審議会を終了させていただきます。

事務局（神子副参事）【閉会】

（午後4時35分閉会）

令和2年度 第1回 袖ヶ浦市景観審議会

日 時 令和2年11月25日（水）
午後3時00分から
場 所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介、職員紹介
- 4 景観審議会及び景観アドバイザーの所管事務等について・・・資料1
- 5 会長・副会長の選出について
- 6 議 事
 - (1) 袖ヶ浦市の景観まちづくりについて（総論）・・・資料2
 - (2) 袖ヶ浦市景観計画の変更について（諮問）・・・資料3
 - (3) 袖ヶ浦市景観計画の点検・評価について（状況報告）・・・資料4
 - (4) 今後の景観まちづくりについて・・・資料5
 - (5) その他
- 7 閉 会

景観審議会及び景観アドバイザーの所管事務等について

(1) 景観審議会の所管事務について

○袖ヶ浦市景観条例（抜粋）

平成25年12月20日 条例第35号

第6章 景観審議会

(設置)

第25条 市長は、良好な景観の形成に関する重要な事項について調査審議するため、袖ヶ浦市景観審議会を置く。

(所掌事項)

第26条 景観審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 景観計画の変更に関すること。
- (2) 推進地区の指定並びにその変更及び解除に関すること。
- (3) 行為の届出に対する勧告及び命令に関すること。
- (4) 既存の建築物等に対する要請に関すること。
- (5) 公表に関すること。
- (6) 景観重要建造物等の指定及び解除に関すること。
- (7) その他本市における良好な景観の形成に関する重要な事項として市長が認めること。

(組織)

第27条 景観審議会は、委員10人以内で組織する。

2 景観審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○袖ヶ浦市景観条例施行規則

平成25年12月20日 規則第41号

(景観審議会の組織等)

第29条 景観審議会の委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 関係行政機関の職員 2人以内
- (3) 市民 3人以内

(景観審議会の会長及び副会長)

第30条 景観審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、景観審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(景観審議会の会議)

第31条 景観審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 景観審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 景観審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 景観審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(景観審議会の庶務)

第32条 景観審議会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(景観審議会の運営)

第33条 この規則に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、会長が景観審議会に諮って定める。

(2) 景観アドバイザーの所管事務について

○袖ヶ浦市景観条例（抜粋）

平成25年12月20日 条例第35号

（景観アドバイザー）

第23条 市長は、良好な景観の形成を推進するに当たり、技術的及び専門的な助言を聴くため、良好な景観の形成に関する専門的知識を有する者を袖ヶ浦市景観アドバイザー（以下この条において「景観アドバイザー」という。）として置くものとする。

2 景観アドバイザーは、次に掲げる事項について、技術的及び専門的な助言を行う。

- (1) 事前相談に関すること。
- (2) 届出の審査に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

3 景観アドバイザーの任期は3年とし、再任を妨げない。

4 前3項に規定するもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

(3) 会議の公開について

袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱（抜粋）

平成17年3月10日 告示第34号

（目的）

第1条 この要綱は、附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

（会議公開の原則）

第3条 附属機関等の会議は、これを公開する。

（会議開催の事前公表）

第6条 附属機関等の会議を開催する場合は、公開又は非公開にかかわらず、会議を開催する日時、場所等（次に掲げる附属機関等の会議の開催に関する事項）をあらかじめ、市のホームページ等に公表しなければならない。ただし、附属機関等の会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (5) 非公開の場合の理由
- (6) 傍聴者の定員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、附属機関等が必要と認める事項

（会議の傍聴）

第7条 何人も、第4条及び第5条の規定により附属機関等の会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 附属機関等は、傍聴要領例（別記様式）を参考に傍聴要領を定め、これを配布すること等により、会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

（議事録等の作成）

第10条 附属機関等の会議については、議事録又は会議録を作成しなければならない。

（議事録等の写しの閲覧）

第11条 公開された附属機関等の会議の議事録又は会議録の写しは、閲覧に供するものとする。

袖ヶ浦市の景観まちづくりについて

1. 景観まちづくりの主な取組経過について

本市では、景観法が施行された平成 16 年度以降、市民も参加した中でワークショップやまち歩きを実施し、景観に対する啓発や意識の向上に努めてきました。

平成 23 年度には景観法の規定に基づき、市が主体となって景観に関する施策を進めるため「景観行政団体」に移行し、その後、平成 25 年度には景観形成の方針や良好な景観形成のための行為の制限に関する事項などを定めた「袖ヶ浦市景観計画」を策定して運用をしてきました。

景観計画に基づいて、袖ヶ浦駅海側地区を地区独自のきめ細かい景観形成を図る目的から、景観形成推進地区に指定したり、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木を景観重要樹木に指定したりするなど、景観まちづくりを推進しています。

基本計画 段階	平成 21 年度	『景観まちづくり基本計画』策定
	平成 22 年度	・景観行政団体への移行に向けた準備 ・表彰制度の実施（景観まちづくり賞、以後現在に至る）
景観計画 策定段階	平成 23 年度	景観行政団体へ移行（H23.4.1）
	平成 24 年度	『景観計画』『景観条例』検討
	平成 25 年度	『景観計画』『景観条例』策定
景観計画運用 段階	平成 26 年度	・『景観計画』『景観条例』の運用開始 ・景観審議会、景観アドバイザーの設置
	平成 27 年度	・景観形成推進地区の検討（袖ヶ浦駅海側地区） ・景観まちづくり市民会議の開催 ・景観まちづくり推進団体の認定
	平成 28 年度	・景観形成推進地区の指定（袖ヶ浦駅海側地区） ・景観重要樹木の指定（6 本） ・スマートハイムシティ袖ヶ浦景観協定の認可
	平成 29 年度	景観計画の点検・評価（1 回目・策定後 3 年経過時）
	平成 30 年度	景観計画の変更（色彩基準を一部変更）
	令和元年度	景観重要公共施設の検討
	令和 2 年度	景観重要公共施設の指定（1 箇所）（予定） 景観計画の点検・評価（2 回目・策定後 6 年経過時）

2. 景観計画の運用状況について

(1) 景観計画の項目について

景観計画の項目	内 容
1. 景観計画策定について	市の景観の現状と課題、策定目的などを定めている
2. 景観計画の区域	市内全域を景観計画の対象区域として定めている
3. 良好な景観の形成に関する方針	市全体及びエリア（里山エリア、市街地エリア等）ごとの基本方針を定めている
4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	届出対象とする行為や守るべき景観形成基準を定めている
5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観上重要な建造物・樹木の指定基準や指定方針、保全活用策を定めている (市内では6本の景観重要樹木が本方針に基づき指定)
6. 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項	屋外広告物において届出対象とする行為や守るべき景観形成基準を定めている
7. 景観重要公共施設に関する事項等の基準	景観上重要な公共施設の指定に必要な要件や指定方針を定めている(今回指定を予定)
8. 景観まちづくりの推進	景観形成推進地区に関する事項や景観審議会・景観アドバイザー等に関する事項、景観まちづくりへの支援等について定めている
9. 届出等の手続きに関する事項	届出を行う際の流れなどを明記している



景観重要樹木(袖ヶ浦駅海側地区)



景観形成推進地区内の住宅地



袖ヶ浦公園(景観重要公共施設指定予定)



景観まちづくり推進団体による沿道整備

(2) 届出件数の推移

景観計画では、方針に沿った良好な景観を形成するため、景観計画区域（市内全域）において届出を要する行為を定めています。

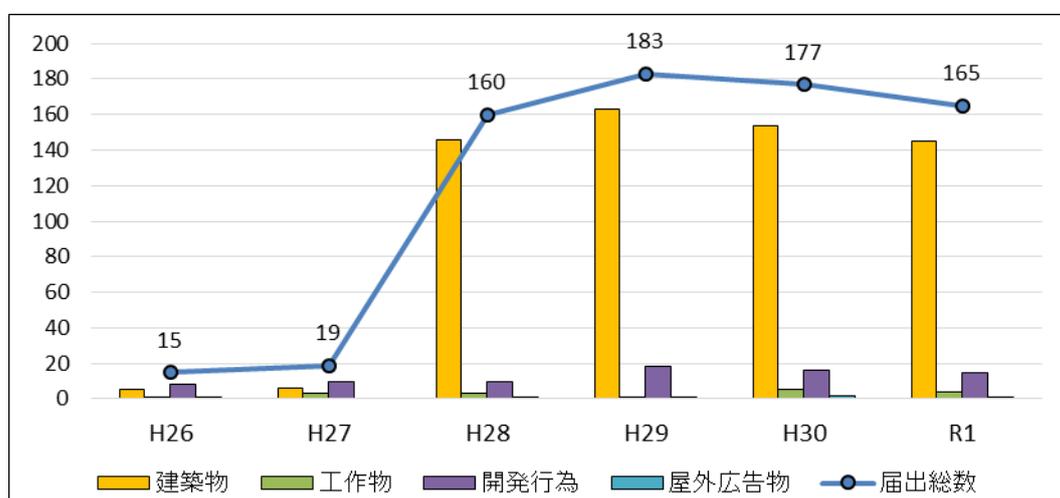
届出の必要な行為と規模一覧

届出の必要な行為	一般地区	景観形成推進地区
建築物の新築等	高さ 10m を超えるもの 建築面積 1000 m ² を超えるもの	延べ面積 10 m ² を超えるもの
工作物の新築等	高さ 15m を超える鉄柱、コンクリート柱及び鉄塔 高さ 6m を超える煙突 高さ 2m を超え、且つ延長 20m を超える擁壁	
開発行為	開発区域の面積が 1,000 m ² 以上のもの	
屋外広告物の設置等	禁止地域の道標・案内図版	県条例で許可を必要とするもの

本市では、平成 26 年度より景観条例及び景観計画を運用しており、届出件数は年間約 170 件程度あります。特に平成 28 年度からは、袖ヶ浦駅海側地区を景観形成推進地区に指定したことにより一般住宅や小売店舗などの届出が非常に多くなっています。届出により、景観形成基準に沿った建築物等が建築され、周囲と調和した景観が形成されています。

届出件数の推移

年度	届出総数				
	建築物	工作物	開発行為	屋外広告物	
H26 年度	5	0	8	1	15
H27 年度	6	0	10	0	19
H28 年度	146	3	10	1	160
H29 年度	163	1	18	1	183
H30 年度	154	5	16	2	177
R 元年度	145	4	15	1	165



(3) 景観まちづくりの推進

景観計画では、景観まちづくり推進のための必要な取組みについて、記載がされています。景観計画の運用開始から7年目となりましたが、記載された取組みについて徐々に進め、景観まちづくりの推進を図っています。

景観まちづくり推進のための取組み

年月	取組み事項	内容
H22～	表彰制度	地域の景観形成に貢献している市民・NPO・事業者等の取組みを景観まちづくり賞として表彰し、そのような取組みが多く市民、事業者に広がることを目指しています。
H23～	景観に関する意識啓発・情報提供	景観に関する意識の向上や情報提供を広く行うため、景観まちだよりを全世帯向けに毎年回覧しています。
H26～	景観審議会・景観アドバイザーの設置	景観まちづくりについて専門的見地から審議・助言いただくために設置をしています。
H27～	景観まちづくり市民会議の設置	市の景観まちづくりに関する取組みについての協議や団体同士の意見交換を行う組織として設置をしています。
H27～	景観まちづくり推進団体の認定	景観まちづくりを自主的に行う市民団体を認定し、市が情報提供や技術的助言などを行うほか、団体同士が交流し連携を図ることで多面的な景観まちづくりを推進します。
H28～	景観形成推進地区の指定 景観重要樹木の指定	袖ヶ浦駅海側地区を市内初の景観形成推進地区に指定しました。地区独自の景観形成基準を設定し、きめ細やかな規制のもと、景観形成を図ることとしています。 また地域の景観形成上重要な要素となっている樹木を維持・保全していくために、景観重要樹木の指定を行っています。

3. 今後の景観まちづくりについて

- ・ 景観計画に明記された届出行為については、周囲から突出せず、且つ、景観形成基準に沿ったものとなるよう、引き続き慎重な審査を行っていきます。
- ・ 景観まちづくりにおける継続的な取組みについては今後も実施し、景観に対する意識啓発を進めていきます。また、良好な景観形成のための活動を行う団体の支援にも取り組みます。
- ・ 地域の景観形成上重要な要素となっている建造物、樹木、公共施設を景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設として指定し、地域のシンボルとして維持保全することを目指します（すでに樹木は6件指定、今回公共施設を1件指定予定）。

袖ヶ浦市景観計画の変更について

～景観重要公共施設の指定～

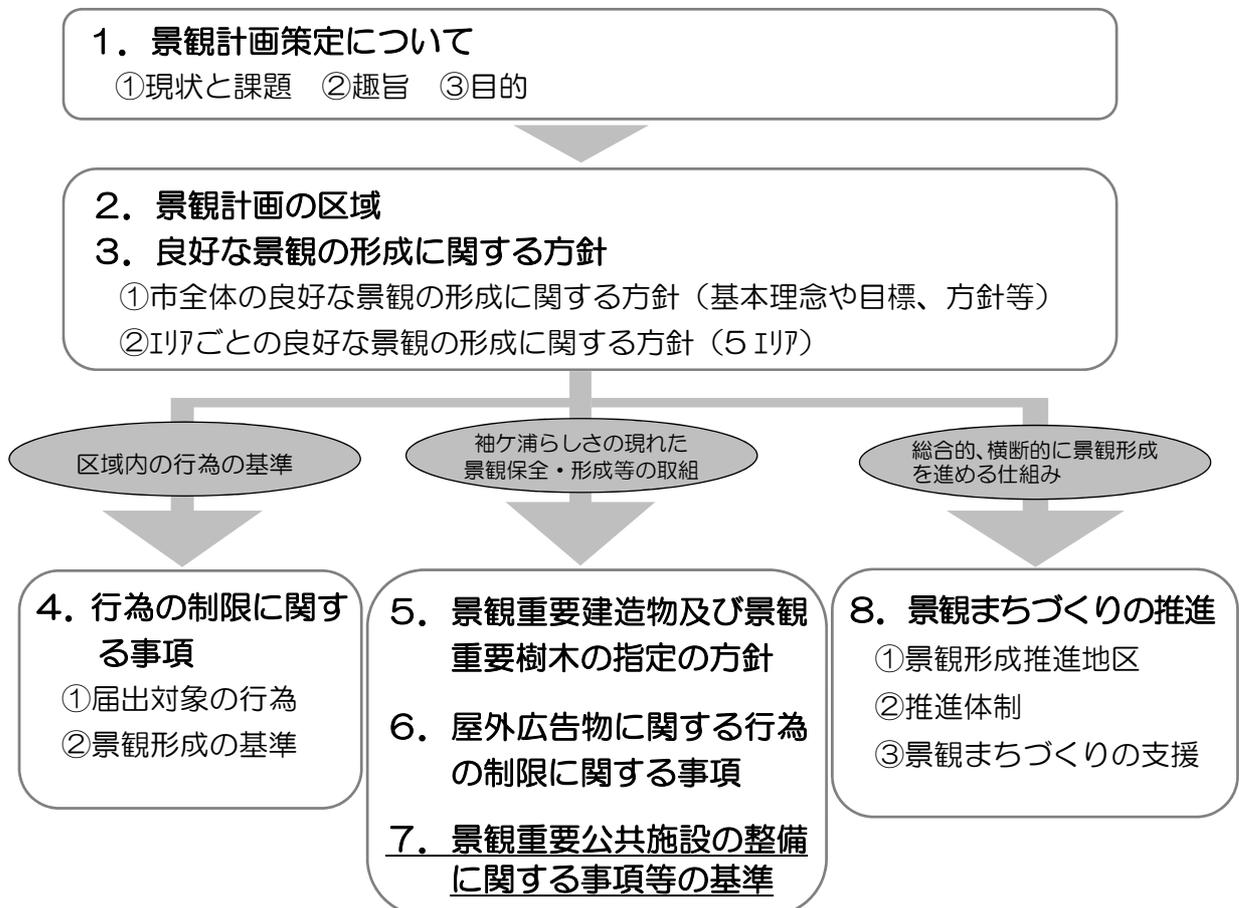
1. はじめに

本市は、景観まちづくり推進のため、平成23年4月に景観法第7条第1項に基づく景観行政団体となり、その後、景観法の規定に基づく制限・誘導等を活用して景観行政を推進していくため、平成25年12月に景観法第8条に基づく法定計画「袖ヶ浦市景観計画（以下「景観計画」という。）」を策定しました。

景観計画は景観法や上位・関連計画における位置づけを明らかにするとともに、景観まちづくりの背景、地域の景観特性及び課題等から、景観まちづくりの目的や形成基準、市民、事業者及び市が一体となった景観まちづくりの推進について定めています。

この度、地域の景観を形成するうえで重要な要素である公共施設について、景観計画の指定方針等に基づき、景観重要公共施設への指定を検討し、市民に親しまれ、地域のシンボルとして景観形成に重要な役割を果たしている袖ヶ浦公園を、良好な景観形成の維持・保全を図るため、「景観重要公共施設」に指定することから、景観計画を変更するものであります。

○景観計画の全体構成



2. 景観重要公共施設について

道路や都市公園等の公共施設は地域の景観を構成する重要な要素であることから、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」として景観法に基づいて指定するものです。

景観計画の「7. 景観重要公共施設に関する事項等の基準」では、良好な景観形成を図るための骨格として、景観重要公共施設の指定を行うことを位置づけています。

《景観計画での指定要件》

- ・ 袖ヶ浦の景観を特徴づける拠点として、市民に親しまれている公共施設
- ・ 市の景観の骨格を形成し、景観軸や景観拠点を構成する公共施設
- ・ 地域のシンボルとして、景観形成に重要な役割を果たす公共施設

(1) 景観重要公共施設指定の目的

指定により、袖ヶ浦市の景観上重要な位置を占めている道路や公園などの公共施設の景観を維持・活用することで魅力ある公共空間の維持・創出が図られます。

また指定を契機に、施設管理者や関連事業者、周辺住民との連携した取り組みを促進することにも繋がります。

(2) 景観重要公共施設の指定効果について

指定により、「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を景観計画に定めることが出来ます。(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ)

これにより、対象施設の整備時や占用等を行う際には、基準に従うことが必要となり、良好な景観の形成を図ることが可能となります。

例えば、照明灯などの柱やネットフェンス・転落防止柵は景観に配慮した落ち着いた色彩の材料を使用し、また自動販売機は景観に配慮して設置します。

3. 景観計画の変更案の概要について

景観計画の指定方針等に基づき、市民に親しまれ、地域のシンボルとして景観形成に重要な役割を果たしている袖ヶ浦公園を、良好な景観形成の維持・保全を図るため、「景観重要公共施設」に指定することから、景観計画を変更します。

(1) 袖ヶ浦公園を景観重要公共施設に指定します。

本市における景観重要公共施設の指定が1例目となり、景観計画の指定方針にある「景観を特徴づける拠点として市民に親しまれている公共施設」、「地域のシンボルとして、景観形成に重要な役割を果たす公共施設」等の指定要件の要素が高い袖ヶ浦公園を指定します。

景観重要公共施設の指定により、水と緑あふれる袖ヶ浦公園内の良好な景観を維持するとともに、周辺環境と調和した景観形成を図ります。



・園児が公園内を散策する様子



・花菖蒲まつりの様子

(2) 袖ヶ浦公園内における景観形成に関する基準を定めます。

景観重要公共施設の指定に伴い、「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」を景観計画に定めます。(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ)

<p>整備に関する事項 (行政機関が守るルール)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・照明灯等の柱類や防護柵等の柵類の色彩は、ダークブラウン又はグレー・ベージュ程度とする。 ・外壁、工作物、舗装、屋根の色彩基準については、別表1によるものとする。 ・工作物の素材は、景観へ配慮し、経年劣化やメンテナンスを考慮したものとする。 ・案内板や公共サインは、周辺の自然環境との調和に配慮し、園内における仕様の統一に努める。 ・植栽は景観と眺望に配慮する。
<p>占用等許可基準 (占用者が守るルール)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。 ・占用物の色彩基準については、「整備に関する事項」の基準を準用する。

別表1 (外壁、工作物、舗装、屋根の色彩基準)

対象物	色相	明度	彩度
外壁 工作物 舗装	赤 (R)	全明度	4以下【10以下】
	黄赤 (YR)		6以下【10以下】
	黄 (Y)		4以下【10以下】
	黄緑 (YG)、緑 (G)、青 (B) 青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)		2以下【6以下】
屋根	赤 (R)	7以下	4以下
	黄赤 (YR)		6以下
	黄 (Y)		4以下
	黄緑 (YG)、緑 (G)、青 (B) 青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)		2以下

【 】の数値は、建築物の外壁において、広告色を使用する場合の基準

- 外壁、工作物、舗装の明度の基準については、暗色を許容して、全範囲とします。
- 屋根の明度の基準については、明るい色を避けるため、7以下とします。
- 木材、石材、土、いか、コンクリートなど従来から建材として広く用いられている自然素材の色は、経年劣化により穏やかな色彩となるため、色彩基準の例外とします。
- 広告色を使用する場合は原則的に見付面積の1/5以内とし、周辺環境との調和に配慮した色彩とします。

○整備に関する事項及び占用等許可基準について

- 自然石材、金属、コンクリートなど、素材を着色しないものは、周辺との調和に配慮し、使用できるものとする。
- 自動販売機を建築物の前に設置する場合は、建築物の外壁に類似した色彩に努める。
- 自動販売機が複数になる場合は、景観に配慮された自動販売機の色彩統一に努める。
- 広告色を使用する場合で、色彩基準を超える色彩を使用する場合は、必要に応じて景観アドバイザーの意見を聞くことにより、見付面積の1/20以内の使用を可能とします。
- 袖ヶ浦公園内にある管理事務所や郷土博物館、アライナーなるほど館等の建築物も基準の対象となります。

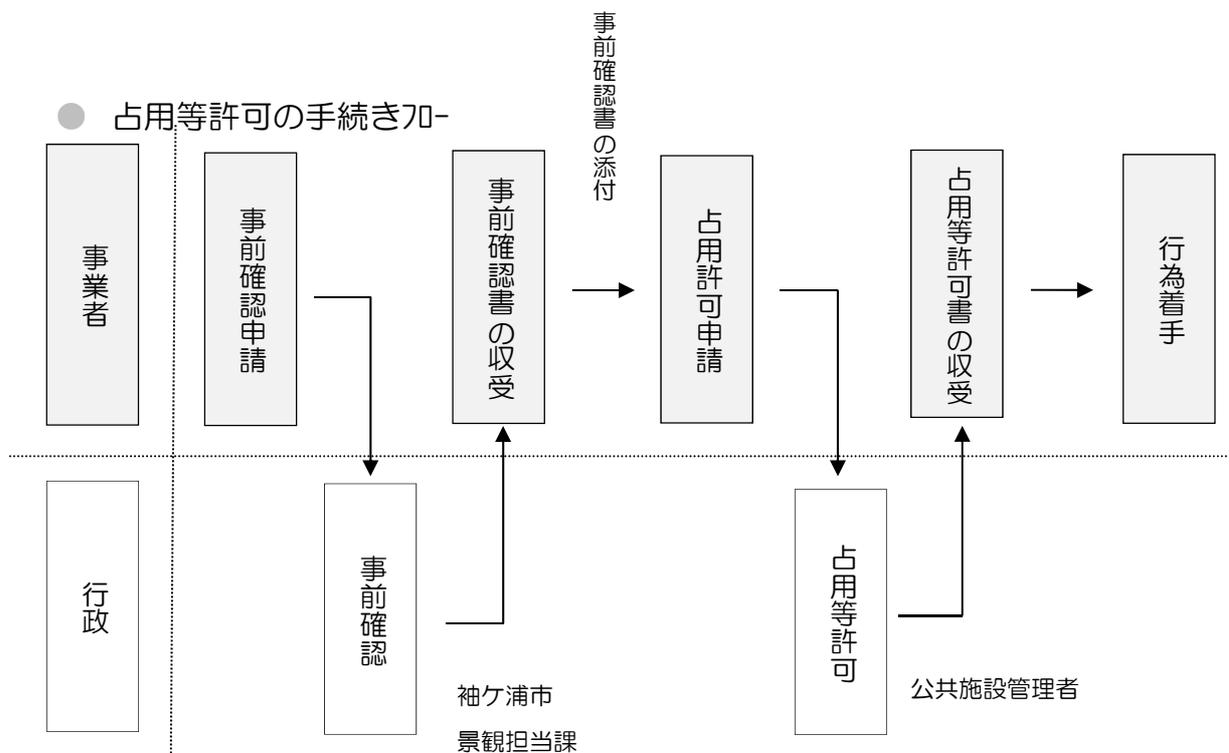
【適用除外】

- 遊具、健康遊具の施設
- 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- 公共施設の日常管理・部分補修をするもの
- 地中に埋設するもので周辺の景観形成に影響のないもの
- 工事に必要な仮設の工作物
- イベント等で短期間に使用する建築物又は工作物
- 景観重要公共施設の指定時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの

(3) 景観重要公共施設の占用等の許可の手続き

景観法第8条第2項第4号ハに基づく占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、占用許可等の基準に適合することが必要になります。

このため、公共施設の占用許可申請等を行う際には、事前に市の確認を受けることになります。



4. スケジュールについて

時期	事項
令和元年6月10日	第1回袖ヶ浦市景観審議会（指定候補の意見聴取）
9月11日、11月18日	景観アドバイザー相談
令和2年2月21日	第2回袖ヶ浦市景観審議会（景観重要公共施設における規制内容の意見聴取）
5月下旬～6月下旬	庁内会議、議会全員協議会
6月26日～7月27日	パブリックコメント：袖ヶ浦市景観計画変更(案)について【結果：意見の提出なし】
7月10日	第1回袖ヶ浦市都市計画審議会にて事前説明
11月25日	袖ヶ浦市景観審議会への諮問
12月11日	袖ヶ浦市都市計画審議会への諮問
12月下旬	景観計画の変更（決定告示）、運用開始

(参考) 袖ヶ浦公園の現状

○公園施設



・四阿 (あすまや)



・ベンチ

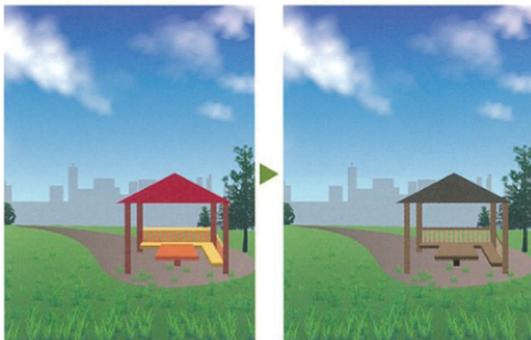


・花のテラス

- ・四阿、ベンチ等は、自然素材の材料を使用し、景観に配慮した落ち着いた色彩により整備されています。

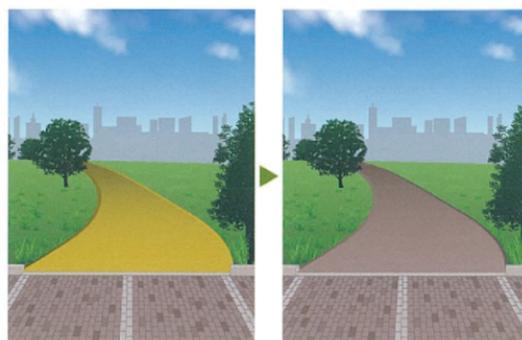
《公園における景観形成のイメージ 1》

【四阿、ベンチ等】



- ・木材の素材を生かすなど、落ち着いた低彩度色を基本とする。

【舗装】



- ・鮮やかな色彩や明るすぎる色彩は避け、園内の自然景観が映える落ち着いた色彩を基本とする。



• 転落防止柵



• 照明灯

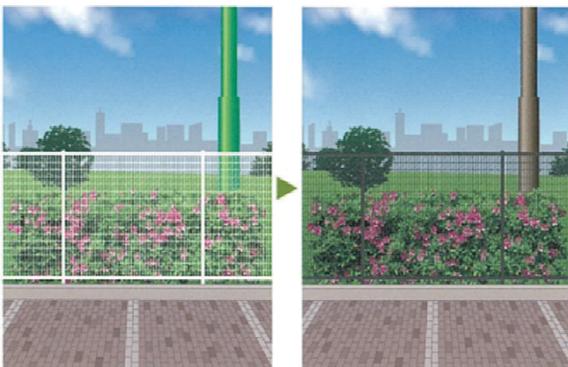


• フェンス

- ダークブラウン色の材料を使用した柵により、落ち着いた景観形成が図られています。
- 照明灯やフェンスは、白やシルバーの明るい材料を使用した場合、自然景観から浮いた印象があります。

《公園における景観形成のイメージ 2》

【柵、柱類】



※参考

近似色	基本色名称	標準マンセル値
	ダークブラウン (こげ茶色)	10YR2.0/1.0程度
	グレーベージュ (薄灰茶色)	10YR6.0/1.0程度

景観に配慮した防護柵の整備がドライヴ（国土交通省）より

- 照明灯などの柱類や、転落防止柵などの柵類は、落ち着いた低彩度色を基本とするとともに園内でできるだけ統一する。

○占用物



• 自動販売機



• 施設案内板

- 自動販売機は色彩に統一感がなく、公園内で目立っています。
- 施設案内板については、園内での仕様の統一により景観に配慮します。

7. 景観重要公共施設の整備に 関する事項等の基準



代宿 けやき通り



7. 景観重要公共施設に関する事項等の基準

(法第8条第2項第4号ロ・ハ)

1 基本的な考え方

道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を形成するうえで重要な要素となっています。良好な景観形成を図るための骨格として重要公共施設の指定を行います。

2 景観重要公共施設の指定方針

指定は、景観上重要な骨格となる道路、河川、都市公園を対象とし、施設管理者の同意のもとで行います。

今後、指定要件に基づき、景観重要公共施設の指定を目指し、施設管理者等関係機関と協議を進めていきます。

● 指定要件

- 袖ヶ浦の景観を特徴づける拠点として、市民に親しまれている公共施設
- 市の景観の骨格を形成し、景観軸や景観拠点を構成する公共施設
- 地域のシンボルとして、景観形成に重要な役割を果たす公共施設
(今後整備される施設も含む。)

3 景観重要公共施設

● 景観重要都市公園

■ 袖ヶ浦公園

袖ヶ浦公園は、市の中心近くに位置し、市の景観計画では田園・集落エリアの景観拠点として位置づけられています。園内には四季折々の花が植えられており、桜や花菖蒲とともに様々な花の鑑賞ができる市内唯一の総合公園になります。

また、袖ヶ浦市郷土博物館や旧進藤家住宅、万葉植物園など本市の歴史と文化を伝える施設が立地しています。

水と緑あふれる袖ヶ浦公園内の良好な景観を維持するとともに、周辺環境にも調和した景観形成を図ります。



■ 袖ヶ浦公園平面図



4 景観重要公共施設の整備と占用許可の基準

● 袖ヶ浦公園

整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 照明灯等の柱類や防護柵等の柵類の色彩は、ダークブラウン（10YR2/1）又はグレーベージュ（10YR6/1）程度とする。 ■ 外壁、工作物、舗装、屋根の色彩基準については、別表1によるものとする。 ■ 工作物の素材は、景観へ配慮し、経年劣化やメンテナンスを考慮したものとする。 ■ 案内板や公共サインは、周辺の自然環境との調和に配慮し、園内における仕様の統一に努める。 ■ 植栽は景観と眺望に配慮する。
占用等許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動販売機の配置、色彩は、景観に配慮したものとする。 ■ 占用物の色彩基準については、「整備に関する事項」の基準を準用する。

● 別表1（外壁、工作物、舗装、屋根の色彩基準）

園内及び周辺環境と調和した色彩とします。

明度・彩度の基準一覧（日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル値による）

対象物	色相	明度	彩度
外壁 工作物 舗装	赤 (R)	全明度	4以下【10以下】
	黄赤 (YR)		6以下【10以下】
	黄 (Y)		4以下【10以下】
	黄緑 (YG)、緑 (G)、青 (B) 青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)		2以下【6以下】
屋根	赤 (R)	7以下	4以下
	黄赤 (YR)		6以下
	黄 (Y)		4以下
	黄緑 (YG)、緑 (G)、青 (B) 青紫 (PB)、紫 (P)、赤紫 (RP)		2以下

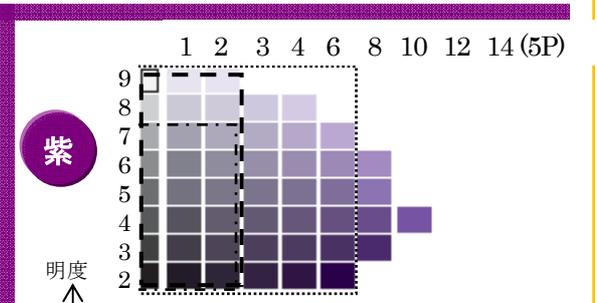
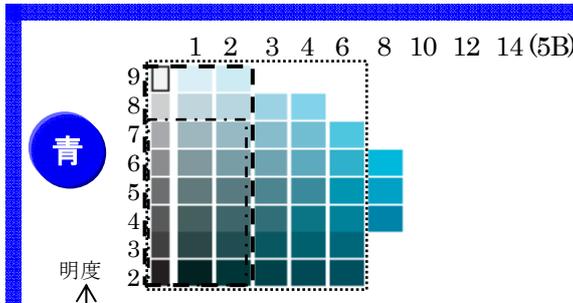
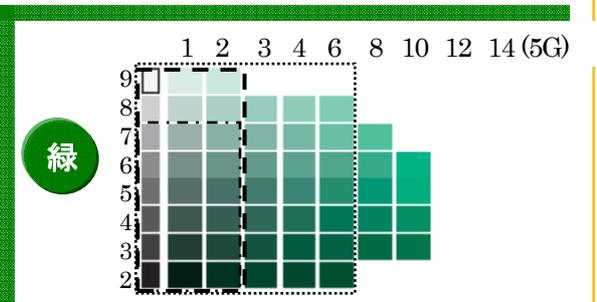
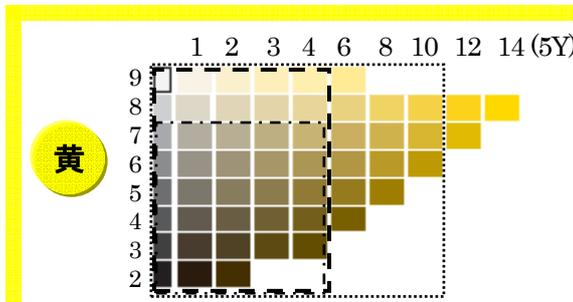
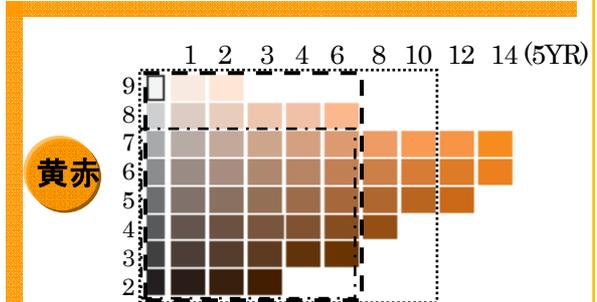
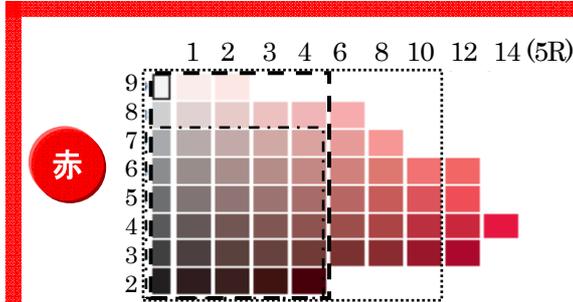
【 】の数値は、建築物の外壁において、広告色を使用する場合の基準

- 外壁、工作物、舗装の明度の基準については、暗色を許容して、全範囲とします。
- 屋根の明度の基準については、明るい色を避けるため、7以下とします。

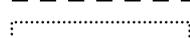
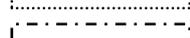
- 木材、石材、土、レンガ、コンクリートなど従来から建材として広く用いられている自然素材の色は、経年劣化により穏やかな色彩となるため、色彩基準の例外とします。
 - 建築物の外壁について、広告色を使用する場合は原則的に見付面積の 1/5 以内とし、周辺環境との調和に配慮した色彩とします。
 - 建築物の外壁について、広告色を使用する場合で、色彩基準を超える色彩を使用する場合は、必要に応じて景観アドバイザーの意見を聞くことにより、見付面積の 1/20 以内の使用を可能とします。
- 整備に関する事項及び占用等許可基準について
- 自然石材、金属、コンクリートなど、素材を着色しないものは、周辺との調和に配慮し、使用できるものとします。
 - 自動販売機を建築物の前に設置する場合は、建築物の外壁に類似した色彩に努めることとします。
 - 自動販売機が複数になる場合は、景観に配慮された自動販売機の色彩統一に努めることとします。
 - 袖ヶ浦公園内にある管理事務所や郷土博物館、アクアラインなるほど館等の建築物も基準の対象となります。
 - 下記の内容を基準の適用除外とします。
 - ・ 遊具、健康遊具の施設
 - ・ 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
 - ・ 安全上又は緊急上やむを得ないもの
 - ・ 公共施設の日常管理・部分補修をするもの
 - ・ 地中に埋設するもので周辺の景観形成に影響のないもの
 - ・ 工事に必要な仮設の工作物
 - ・ イベント等で短期間に使用する建築物又は工作物
 - ・ 景観重要公共施設の指定時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの



袖ヶ浦公園における基準色及び広告色の範囲



色彩の基準

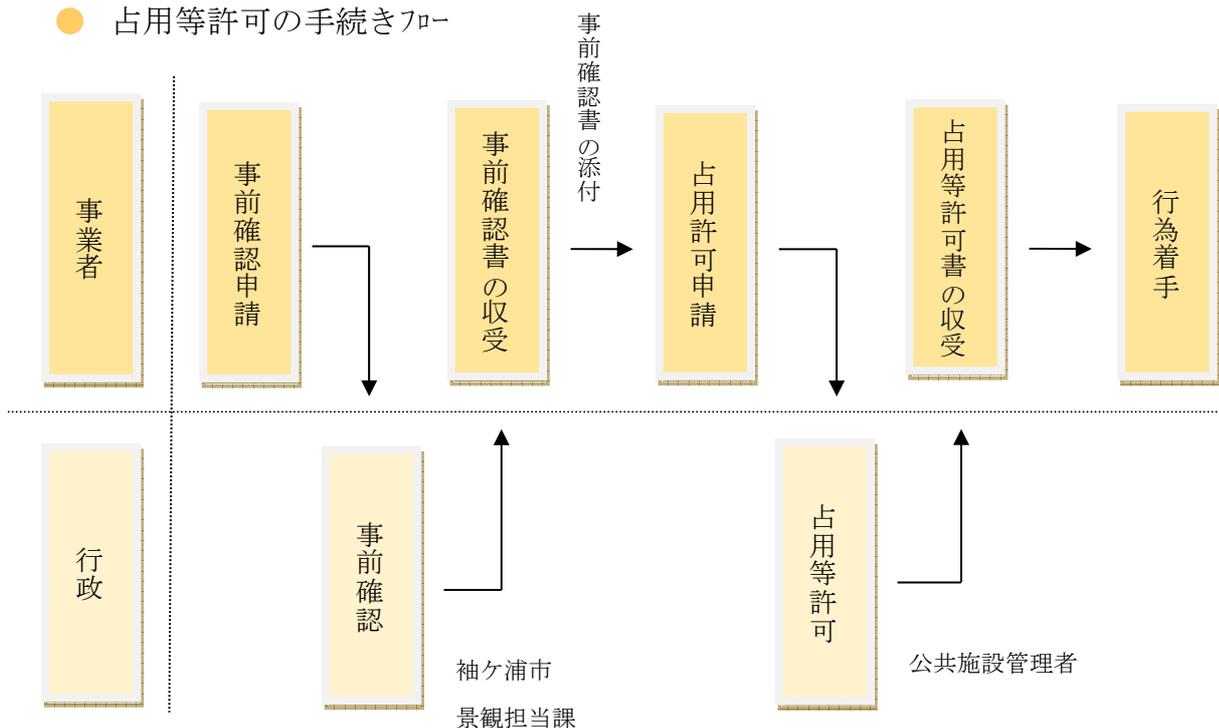
-  外壁・工作物・舗装の基準色
-  外壁の広告色
-  屋根の基準色

5 景観重要公共施設の占用等の許可の手続き

景観法第8条第2項第4号ハに基づく占用許可基準等が定められた景観重要公共施設の占用物件等については、占用許可等の基準に適合する必要があります。

このため、公共施設の占用許可申請等を行う際には、事前に市の確認を受けることとなります。

● 占用等許可の手続きフロー



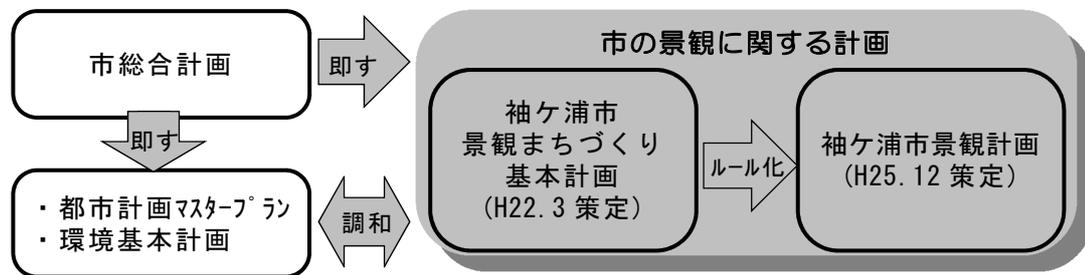
袖ヶ浦市景観計画の点検・評価について（状況報告）

1. はじめに

（1）袖ヶ浦市景観計画について

景観計画は景観法や上位・関連計画における位置づけを明らかにするとともに、景観まちづくりの背景、地域の景観特性及び課題等から、景観まちづくりの目的や形成基準、市民、事業者及び市が一体となった景観まちづくりの推進について定めています。

各分野の計画と整合を図り、景観まちづくりを実現するための施策方針である「景観まちづくり基本計画」（平成22年3月制定）に基づいて定められています。



図：市の各種計画等との関係

（2）点検評価の目的

景観まちづくりの推進にあたっては、計画に掲げる基本理念を実現するため、計画に定めた取組を効率的・効果的に実施するとともに、取組による効果や方向性を必要に応じて確認することが重要です。

今回の点検評価では、景観計画策定から6年、また前回平成29年度の点検から3年が経過し、計画に基づく取組が次々に実施されてきたことから、これらの取組状況を点検し、取組に対する評価を取りまとめることとします。

今回の点検評価については、個別の取組の進捗状況や市民・事業者のアンケート結果を基に、現在実施している取組の現状や評価、課題を整理し、今後の取組の方向性を示します。

なお、点検評価の結果に基づき、必要に応じて、取組の強化や見直し、新たな取組の追加を図ります。

2. 点検評価の構成について

点検評価は、以下の2つの手法により実施します。

(1) 点検評価シートによる評価

景観計画に記載のある取組を対象とし、それぞれの実施状況について、点検評価を行います。

項目		取組	記載頁
景観計画の運用	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	届出対象の行為	P36
		景観形成の基準	P37
	屋外広告物の設置に関する行為の制限に関する事項	届出対象の行為	P50
		景観形成の基準	P51
地区等の指定	景観重要建造物	景観重要建造物の指定	P46
	景観重要樹木	景観重要樹木の指定	
	景観重要公共施設	景観重要公共施設の指定	P56
	景観形成推進地区	景観形成推進地区の指定	P58
景観まちづくりの推進		景観審議会の設置	P61
		景観アドバイザー制度の創設	P62
		景観整備機構の活用	P62
		庁内体制の確立	P62
		景観まちづくり市民会議の設置	P63
景観まちづくりの支援		景観に関する意識啓発・情報提供	P64
		景観まちづくり活動の促進・支援	P64
		交流の機会づくり	P65
		景観まちづくり推進団体の認定	P65
		表彰制度	P65
点検評価を行う取組			

〇点検評価シート の例

取組の実施状況	
項目	地区等の指定
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要建造物の指定 ・ 景観重要樹木の指定 ・ 景観重要公共施設の指定 ・ 景観形成推進地区の指定
取組概要	<p>① 景観重要建造物及び景観重要樹木 地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物は景観重要建造物として、樹木については景観重要樹木として指定し、地域のシンボルとして維持、保全及び継承していく。</p> <p>② 景観重要公共施設 景観上重要な骨格となる道路、河川、都市公園を対象とし、公共施設管理者の同意のもと指定をする。 指定されると、公共施設管理者は占用や占有等について、景観上の観点を加味して運用する必要が生じる。</p> <p>③ 景観形成推進地区 景観形成推進地区は、本市の景観を形成する上で、拠点的な役割を担っており、更に魅力ある景観づくりが望まれる特色を有している、重要度や緊急度の高い地区である。一般地区と区別することで、市全域を対象とした景観形成の基準に加えて、よりきめ細かく景観づくりを推進するための基準を地区の合意を得て設定する。</p>
取組の実績及び実施状況	<p>【現在の指定状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法光寺公園内及び袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業施行地区内保全緑地のタブノキ 計6本 ・ 袖ヶ浦駅海側地区の景観形成推進地区 1地区 <p>【平成29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要公共施設の指定に向けた候補対象の調査 <p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要公共施設の指定に向けた候補対象の調査 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 袖ヶ浦公園を景観重要公共施設の指定候補に決定
取組に対する評価	<p>平成29年度から景観重要公共施設の指定候補の調査を進め、令和元年度に、地域のシンボルとして市民に親しまれている袖ヶ浦公園を景観重要公共施設の指定候補に決定することができた。令和2年度中に、本市において1例目となる景観重要公共施設の指定を予定している。</p>
取組に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観重要樹木や景観重要公共施設は指定するだけでなく、指定後の維持管理や良好な景観形成や維持管理の徹底を図る必要がある。
今後の方向性	
<p>市民アンケート調査結果では、満足度が高い景観の維持・保全が重要な取組として求められていることから、新たな景観重要公共施設の指定や景観推進地区の指定を検討する。</p>	

取組の目的や概要について記載します。

実績から達成状況を記載します。

取組の実績を時系列で記載します。

実施する上での問題点等、取組を遂行する上での課題を示します。

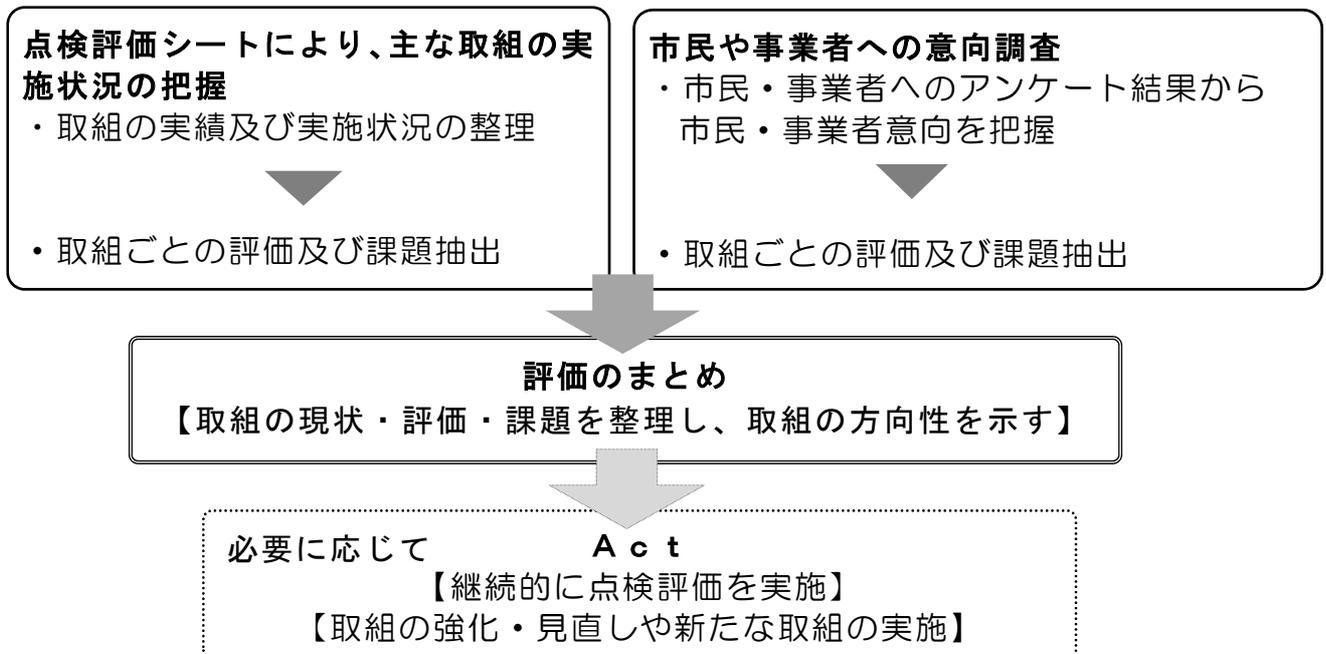
課題から見える進むべき方向性について記載するとともに、今後の予定なども記載します。

(2) 景観まちづくりに関する市民及び事業者アンケートによる評価

景観の評価は、個人の価値観に基づく心理的な要素があることから、景観自体を定量的に評価することは難しいといえます。

このため、市民や事業者から、本市の景観まちづくりをどのように感じているかのアンケート調査を実施し、評価に活用することとします。

○点検評価の方法



3. 景観まちづくりに関する市民アンケート結果について

(1) 対象者

令和2年8月1日時点の住民基本台帳より無作為に抽出した、満20歳以上の市民2,000人(一般地区1100人、袖ヶ浦駅海側地区900人)

(2) 調査方法

郵送による配布・回収

(3) 調査期間

令和2年9月1日～9月23日

(4) 回収結果

全 体	47.1%	(941件)
一般地区	42.6%	(469件)
袖ヶ浦駅海側地区	52.4%	(472件)

(5) 市民アンケート調査結果

資料4-2

(6) 市民アンケート調査結果から見える今後の取組について

アンケート調査結果では、本市の景観に魅力を感じる方や本市の景観がよくなったと感じ方が多くいることがわかりました。特に、袖ヶ浦駅海側地区では、大半の方が現在の景観形成に魅力を感じており、市民に親しまれる景観まちづくりが図られています。

一方、一般地区と袖ヶ浦駅海側地区とでは、本市の景観形成に対する感じ方や現在実施している取組内容の認知度に差があることもわかりました。

また、道路や河川、公園等の公共施設の景観配慮や積極的な情報提供の支援策が今後の取組として強く求められています。

今後の取組については、一般地区においても本市の良好な景観形成が感じられるような取組（届出対象の見直しや新たな地区等の指定）や積極的な普及・啓発活動の強化を中心に検討します。

4. 実施スケジュール

時期	事項	内容
11月25日	第1回景観審議会	・景観計画点検評価について
11月末	事業者アンケート	・取りまとめ
～12月末	点検評価（案）作成	
令和3年1月	都市整備基本計画等策定委員会	・点検評価の取りまとめについて
2月	第2回景観審議会	・点検評価の取りまとめについて
2月～3月	庁内会議	・点検評価の結果について
3月末	点検評価結果の公表	・ホームページで公表

景観まちづくりに関する市民アンケート結果（令和2年9月）

1 実施概要

（1）調査目的

本市は、景観まちづくりを積極的に進めるため、景観法の規定に基づく制限・誘導等を活用して景観行政を推進していくため、平成25年12月に景観法第8条に基づく法定計画「袖ヶ浦市景観計画（以下「景観計画」という。）」を策定しました。

この度、景観計画の策定から6年が経過し、様々な取組が実施されていることから、市民の景観に対する意識やまち並みの変化に対する意見等を伺い、今後の景観行政の基礎資料にするための目的に実施したものです。

（2）対象者

令和2年8月1日時点の住民基本台帳より無作為に抽出した、満20歳以上の市民2,000人（一般地区1,100人、袖ヶ浦駅海側地区900人）

（3）調査方法

郵送による配布・回収

（4）調査期間

令和2年9月1日～9月23日

（5）回収結果

全 体	47.1%（941件）
一般地区	42.6%（469件）
袖ヶ浦駅海側地区	52.4%（472件）

（6）市民への周知

広報そでがうら9/1号への掲載

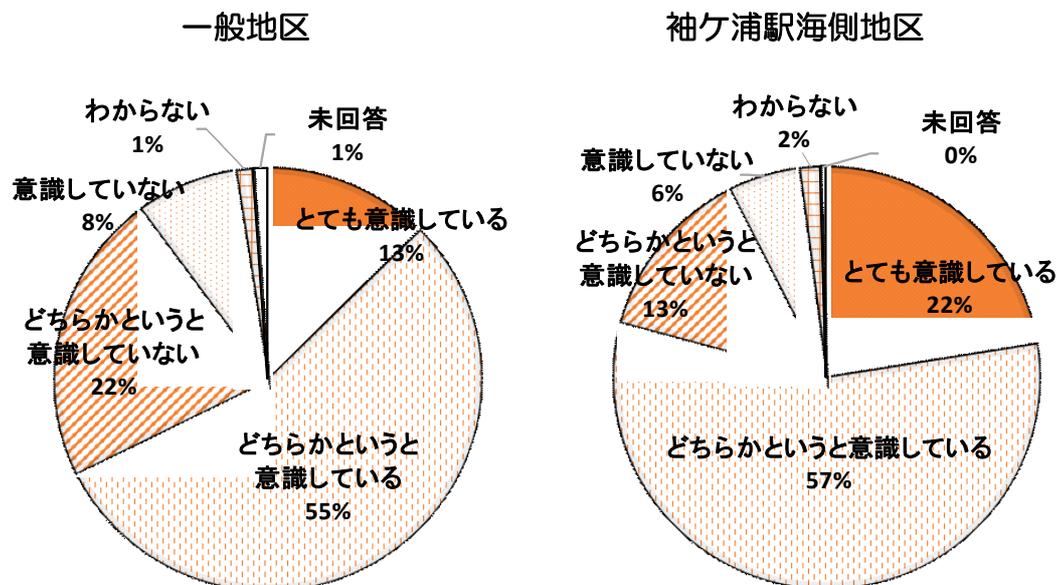
（7）注意事項

複数(マルチ)選択回答の設問で選択肢ごとの回答率(%)を算出する場合は、回答数(回収数)を全体数(母数)として算出しているため、合計値が100%を超える。

2 調査結果

1 身近な景観について（共通）

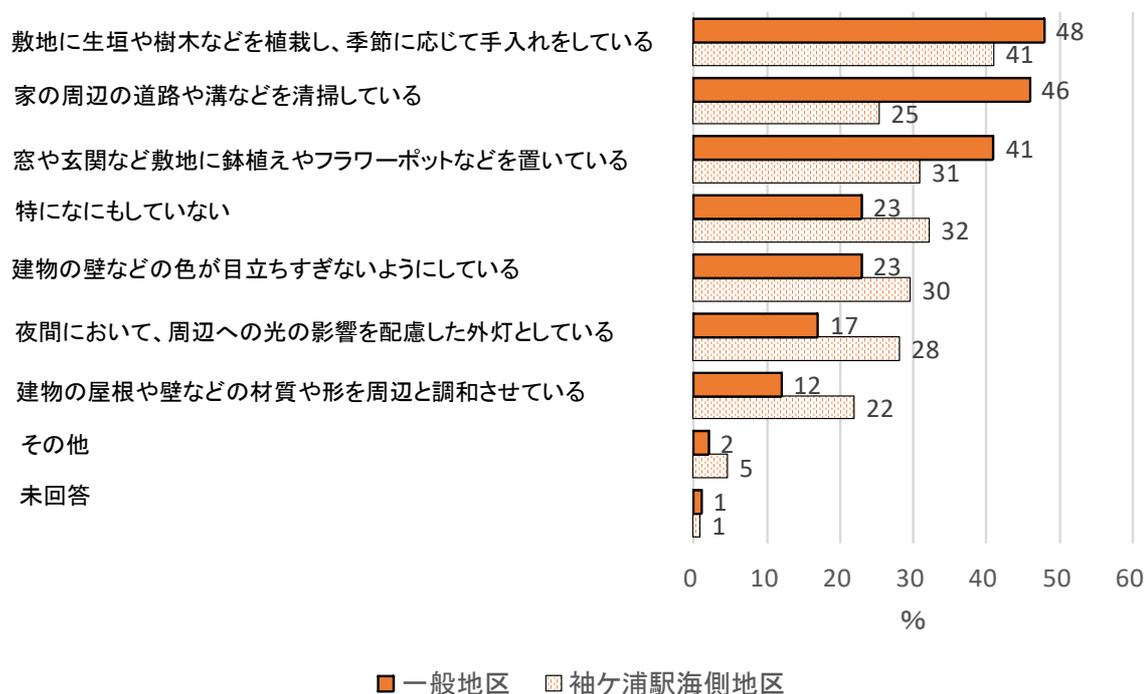
問1-1：あなたは、毎日の生活の中で、どのくらい景観を意識していますか。（1つだけ選択）



選択肢	回答数（割合）	
	一般地区	袖ヶ浦駅海側地区
とても意識している	59（13%）	106（22%）
どちらかという意識している	259（55%）	268（57%）
どちらかという意識していない	104（22%）	63（13%）
意識していない	36（8%）	26（6%）
わからない	6（1%）	7（2%）
未回答	5（1%）	2（0%）
合計	469（100%）	472（100%）

- 一般地区では68%、袖ヶ浦駅海側地区では79%と、普段から景観を意識している方が多くいることがわかります。
- 袖ヶ浦駅海側地区では、「とても意識している方」が一般地区よりも多い結果となっています。

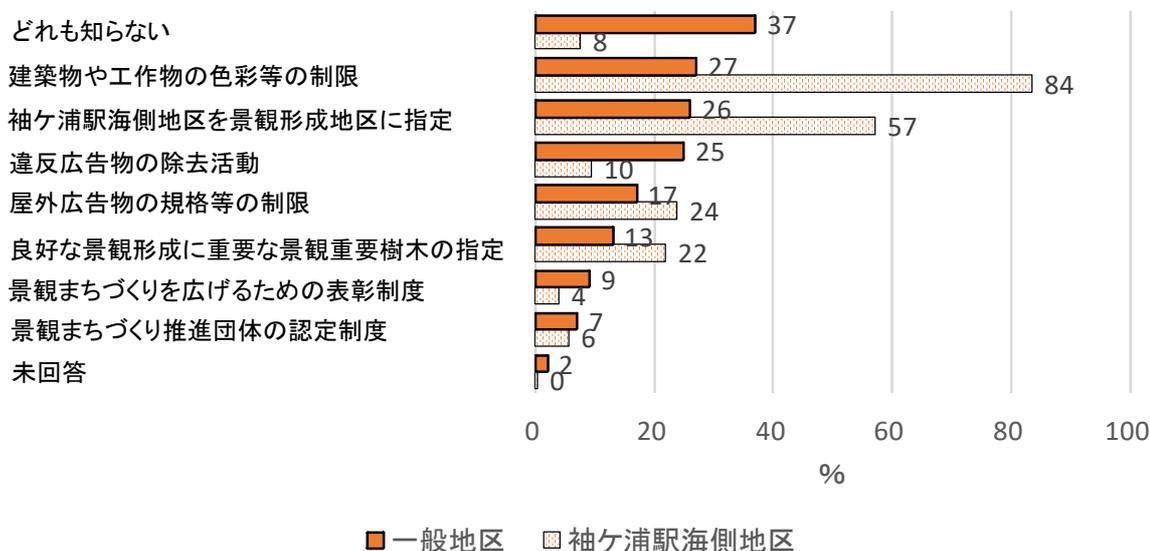
問 1-2：ご自分の住まいやその周辺の景観（環境）をよくするために、何か工夫をされていますか。（複数選択）



選択肢	回答数（割合）	
	一般地区	袖ヶ浦駅海側地区
敷地に生垣や樹木などを植栽し、季節に応じて手入れをしている	224(48%)	194 (41%)
家の周辺の道路や溝などを清掃している	215(46%)	120 (25%)
窓や玄関など敷地に鉢植えやフラワーポットなどを置いている	193(41%)	146 (31%)
特になにもしていない	108(23%)	152 (32%)
建物の壁などの色が目立ちすぎないようにしている	106(23%)	140 (30%)
夜間において、周辺への光の影響に配慮した外灯としている	81 (17%)	133 (28%)
建物の屋根や壁などの材質や形を周辺と調和させている	54 (12%)	104 (22%)
その他	10 (2%)	22 (5%)
未回答	6 (1%)	4 (1%)
合計	997	1015

- 一般地区及び袖ヶ浦駅海側地区ともに、「敷地に生垣や樹木などを植栽し、季節に応じて手入れをしている」の回答数が最も多く、また道路や溝の清掃や敷地内の鉢植えやフラワーポットなどにより、周辺の住環境を良好にするための取組が多く行われています。

問 1-3：本市では、景観に関する取り組みを進めておりますが、次の中からご存じの取り組みを選んでください。（複数選択）

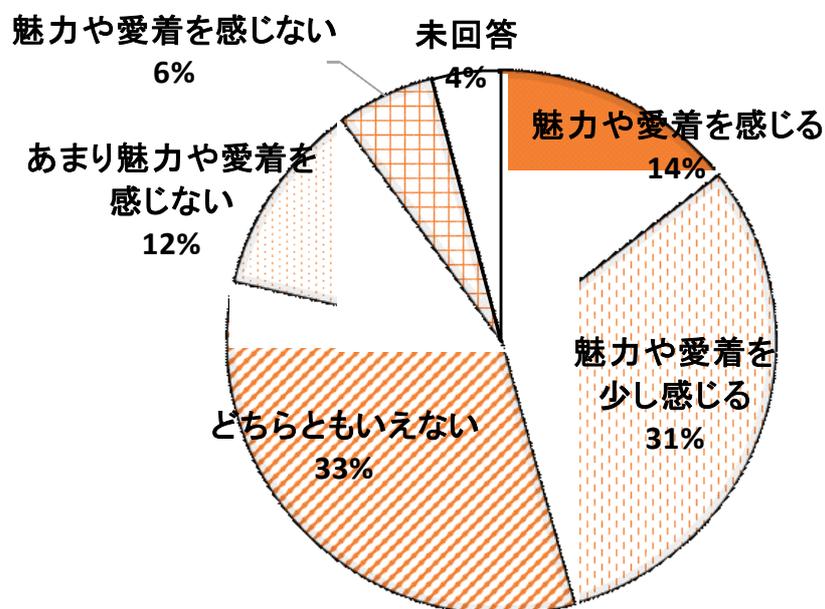


選択肢	回答数（割合）	
	一般地区	袖ヶ浦駅海側地区
どれも知らない	175 (37%)	36 (8%)
建築物や工作物の色彩等の制限	128 (27%)	395 (84%)
袖ヶ浦駅海側地区を景観形成推進地区に指定	121 (26%)	270 (57%)
違反屋外広告物の除去活動	119 (25%)	45 (10%)
屋外広告物の規格等の制限	78 (17%)	113 (24%)
良好な景観形成に重要な景観重要樹木の指定	60 (13%)	104 (22%)
景観まちづくりを広げるための表彰制度	44 (9%)	19 (4%)
景観まちづくり推進団体の認定制度	32 (7%)	27 (6%)
未回答	8 (2%)	2 (0%)
合計	765	1011

- 一般地区及び袖ヶ浦駅海側地区ともに、「建築物や工作物の色彩等の制限」や「景観形成推進地区の指定」が回答の上位を占めており、本市の景観施策の重要な要素である色彩等の制限や景観形成推進地区については、比較的多くの方に知っていただけていることがわかります。
- 一般地区では、「どれも知らない」と回答した方の割合が37%と比較的高い結果となり、普及・啓発活動が今後の課題となります。

2 本市の景観について（一般地区）

問2-1：本市の景観に魅力や愛着を感じていますか。（1つだけ選択）

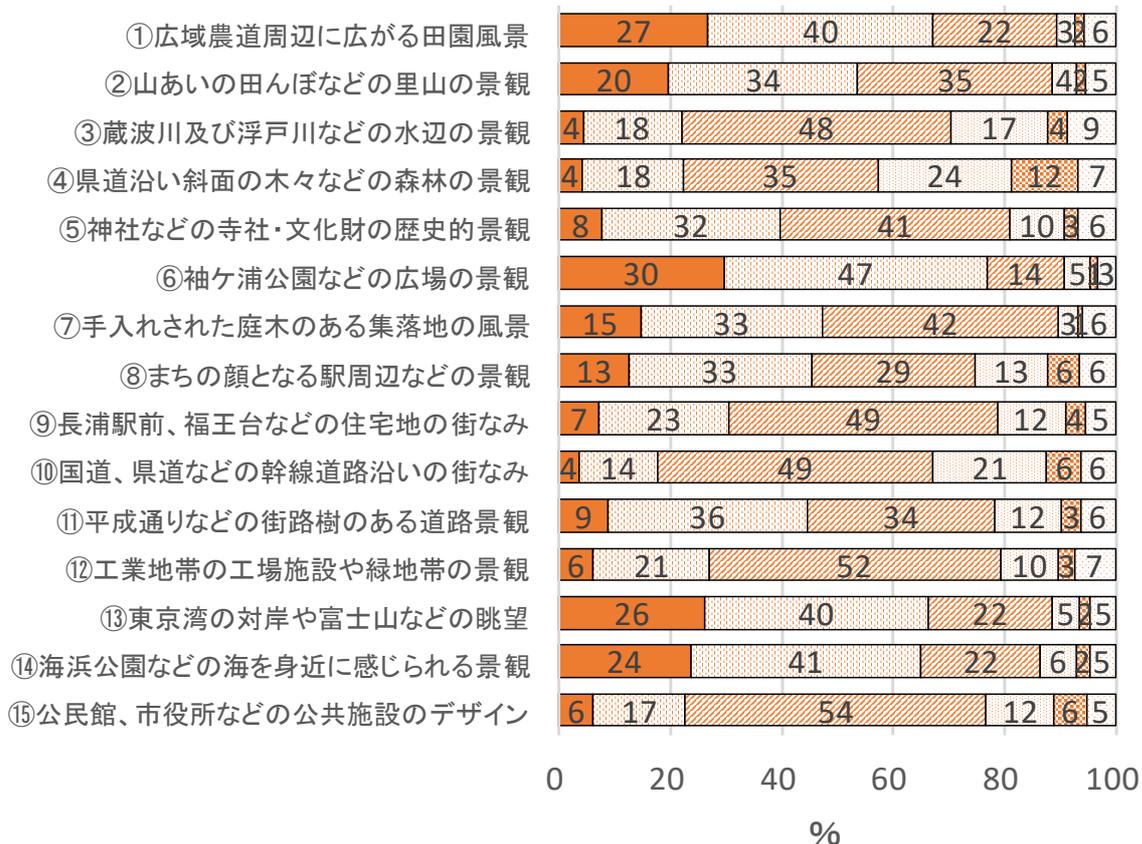


選択肢	回答数	割合	前回調査 (H23)
魅力や愛着を感じる	68	14%	21%
魅力や愛着を少し感じる	146	31%	38%
どちらともいえない	155	33%	19%
あまり魅力や愛着を感じない	54	12%	10%
魅力や愛着を感じない	27	6%	4%
未回答	19	4%	8%
合計	469	100%	100%

- ・ 袖ヶ浦の景観に魅力や愛着を少しでも感じている方は45%となっています。
- ・ 前回平成23年度の結果と比較すると、魅力を感じている方は14%減少しています。

問2-2：本市の景観について、**現状の満足度**と**今後の重要度**をお答えください。
現状の満足度をどのように評価しているのか、今後の景観づくりにおいてどの程度重要か、それぞれ1つ選んで、該当する欄に○印をつけてください。

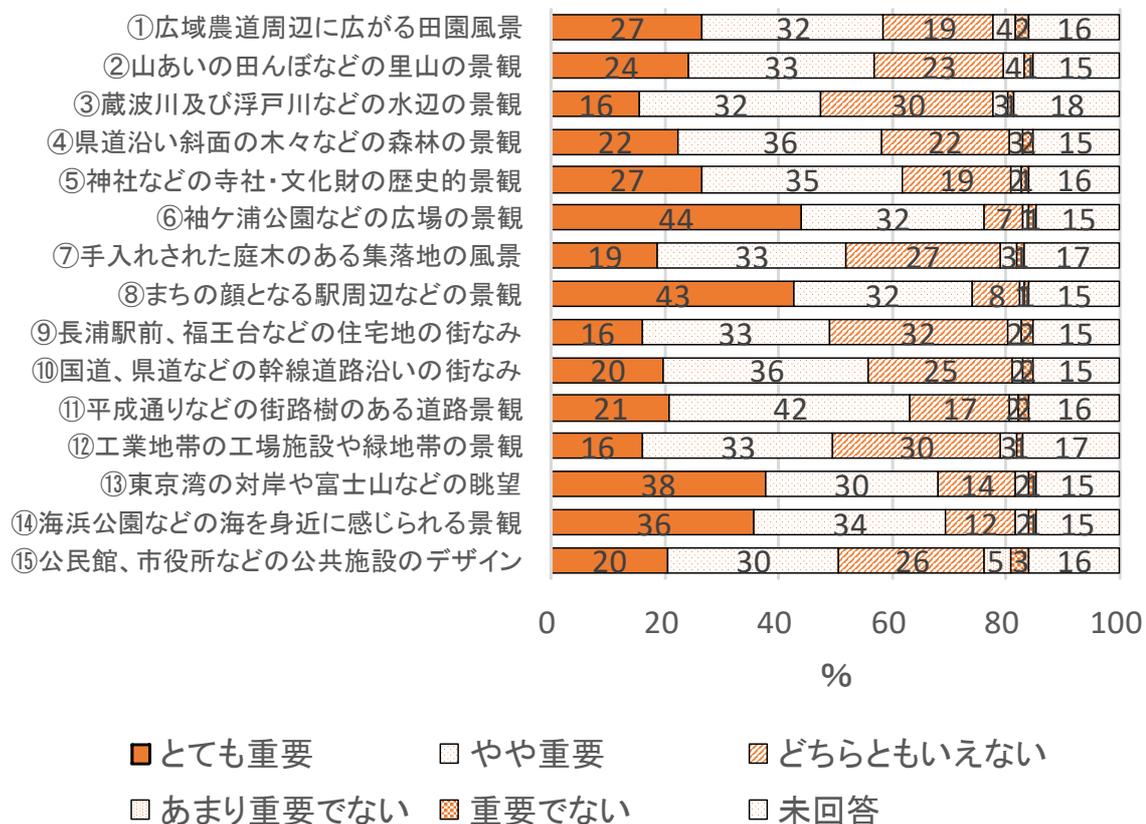
○現状の満足度について



■ 満足 ■ やや満足 ■ どちらともいえない ■ やや不満 ■ 不満 ■ 未回答

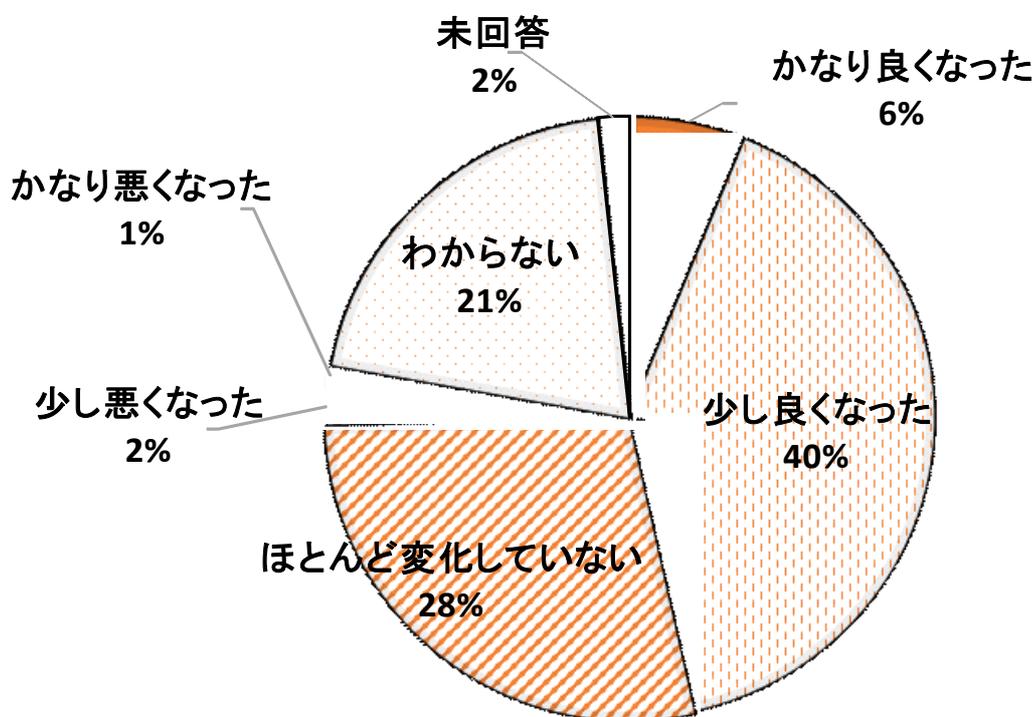
- 満足しているものとして、⑥の袖ヶ浦公園などの広場の景観（77%）、①広域農道周辺に広がる田園風景（67%）、⑬東京湾の対岸や富士山などの眺望（66%）、⑭海浜公園など海を身近に感じられる景観（65%）等があり、多くの方に利用される公園や広域的な地形の眺望、自然風景等が市民の満足する主な景観となっています。

○今後の重要度について



- 今後の景観づくりの重要な取組については、満足度が高い景観が、重要な取組として回答されており、引き続き良好な景観の維持・保全が求められています。
- 重要な取組として、⑥袖ヶ浦公園などの広場の景観（76%）、⑧まちの顔となる駅周辺などの景観（75%）、⑭海浜公園など海を身近に感じられる景観（70%）⑬東京湾の対岸や富士山などの眺望（68%）がなり、公園や駅など、多くの人に利用される施設や自然風景等が、市民の重要な景観となっています。

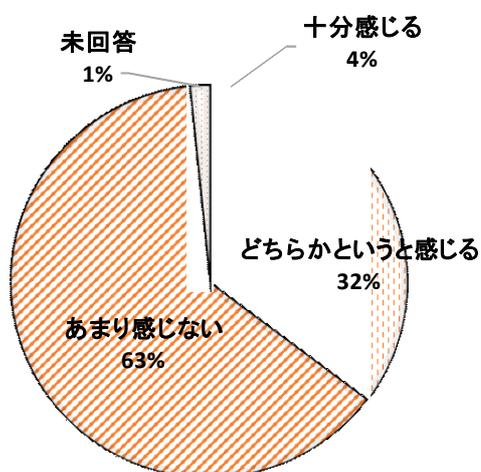
問2-3：景観計画策定から6年が経過しましたが、本市内における景観はどのように変化したと感じていますか。（1つだけ選択）



- 本市内における景観について、よくなっていると感じている方は46%となっています。
- 悪くなったと感じている方は、3%と少ない結果となっています。

問2-4：本市の景観について、どのように感じていますか。

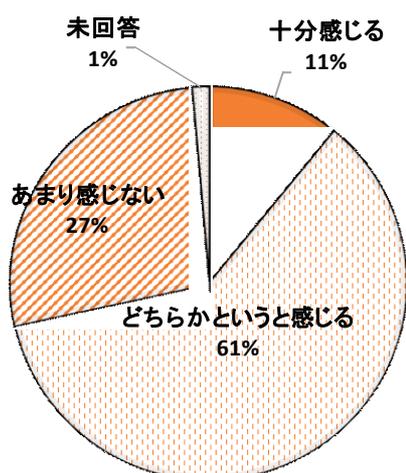
(1) にぎわいや楽しさを感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	17	4%
どちらかというと感じる	148	32%
あまり感じない	297	63%
未回答	7	1%
合計（累計）	469	100

・本市の景観について、35%の方がにぎわいや楽しさを感じています。

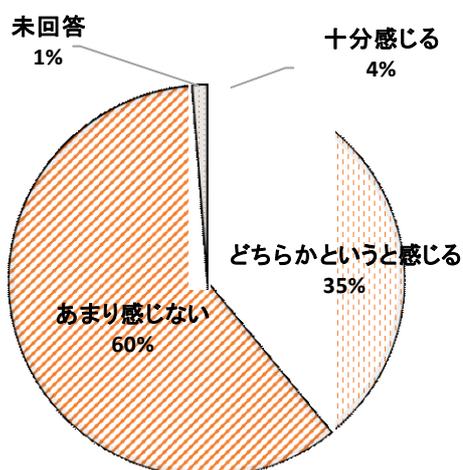
(2) 安らぎや居心地の良さを感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	51	11%
どちらかというと感じる	285	61%
あまり感じない	127	27%
未回答	6	1%
合計（累計）	469	100

・72%の方が、安らぎや居心地の良さを感じており、住みやすい景観まちづくりが図られていることがわかります。

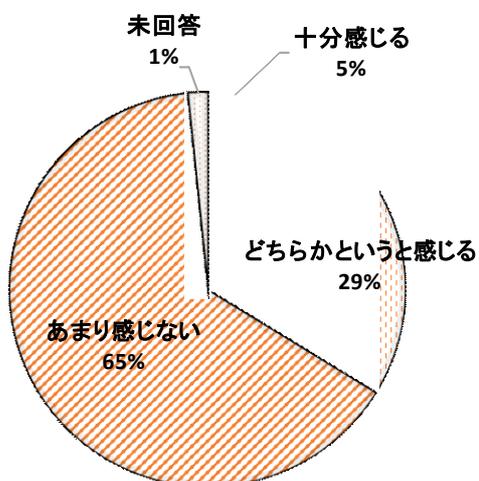
(3) 建物の高さや連続性など、街並みの景観が整っているように感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	19	4%
どちらかというと感じる	165	35%
あまり感じない	280	60%
未回答	5	1%
合計（累計）	469	100

・39%の方が街並みの景観が整っているように感じている一方、60%の方はあまり感じていない結果となりました。

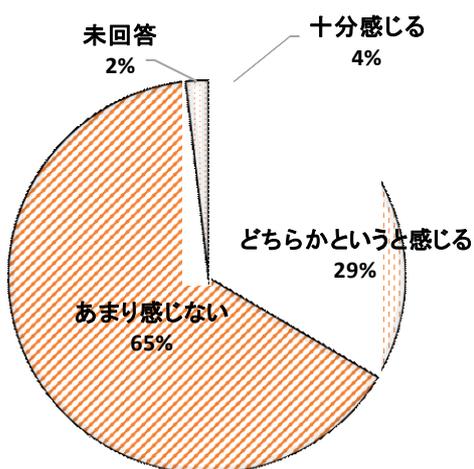
(4) 落ち着いた建物や看板が増えたように感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	22	5%
どちらかというと感じる	136	29%
あまり感じない	304	65%
未回答	7	1%
合計（累計）	469	100

・34%の方が落ち着いた建物や看板が増えたように感じている一方、65%の方はあまり感じていないことが結果となりました。

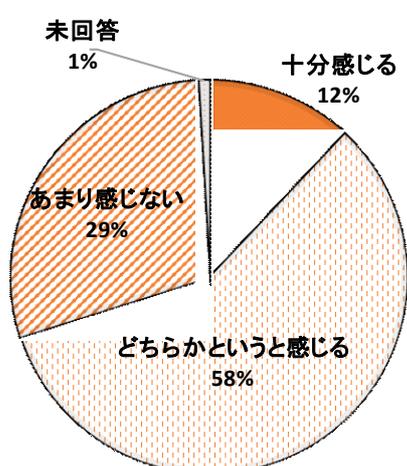
(5) 夜間照明等により落ち着いた夜の景観を感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	21	4%
どちらかというと感じる	136	29%
あまり感じない	304	65%
未回答	8	2%
合計（累計）	469	100

・33%の方が落ち着いた夜の景観を感じている一方、65%の方はあまり感じていない結果となりました。

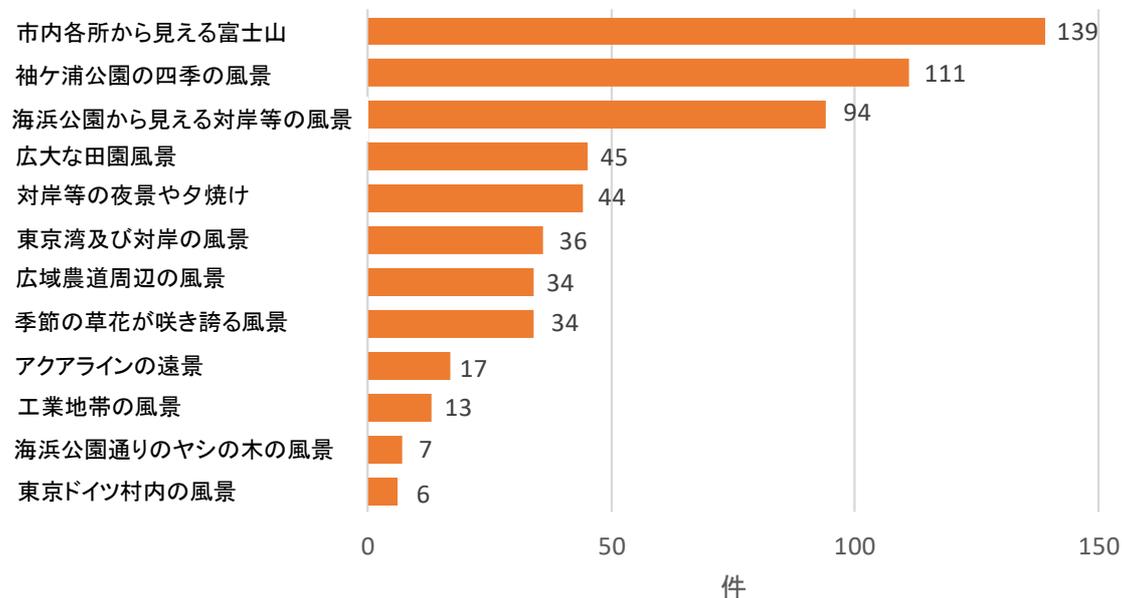
(6) 生垣や樹木等のみどりを感ずますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	56	12%
どちらかというと感じる	273	58%
あまり感じない	136	29%
未回答	4	1%
合計（累計）	469	100

・70%の方が、生垣や樹木等のみどりを感ずっています。

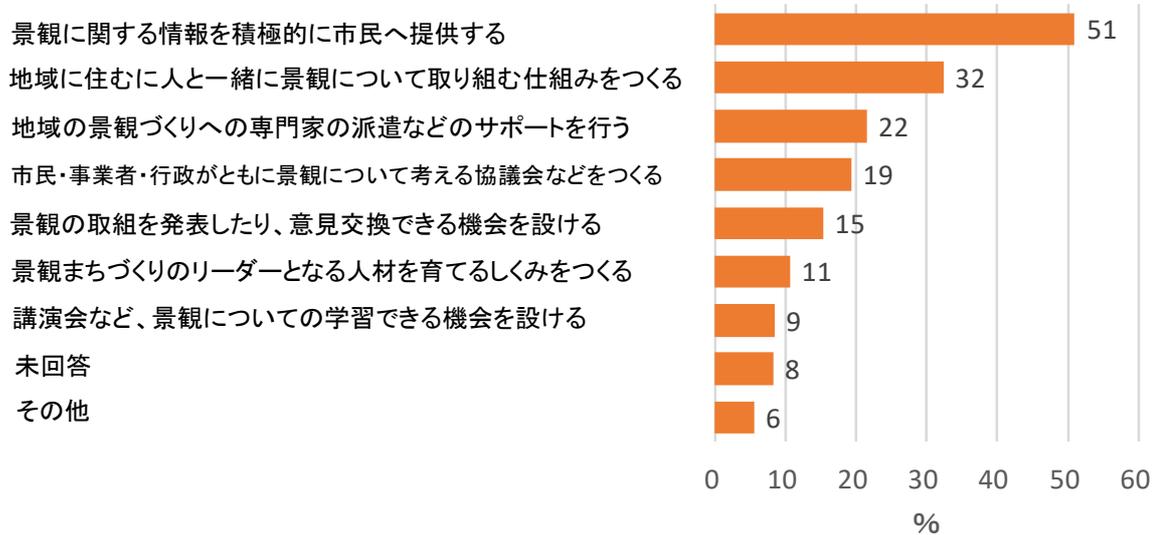
問2-5:あなたが好きな、または、おすすめする袖ヶ浦市の景観(景色、風景、人々の様子など)をお寄せください。



- 市内各所から望める富士山について、139 紹介がありました。
- 袖ヶ浦公園の四季の風景(111 件)、季節の草花の風景(34件)等、自然についての紹介が多くありました。
- また、海浜公園から見える対岸等の風景(94件)、広大な田園風景(45 件)、対岸等の夜景や夕焼け(44 件)、広域農道周辺の風景(34 件)等、広域的な地形の眺望もお薦めとなっています。
- なお、アクアラインの遠景や工業地帯、海浜公園とおりのヤシの木、東京ドイツ村に関する景観の紹介もありました。

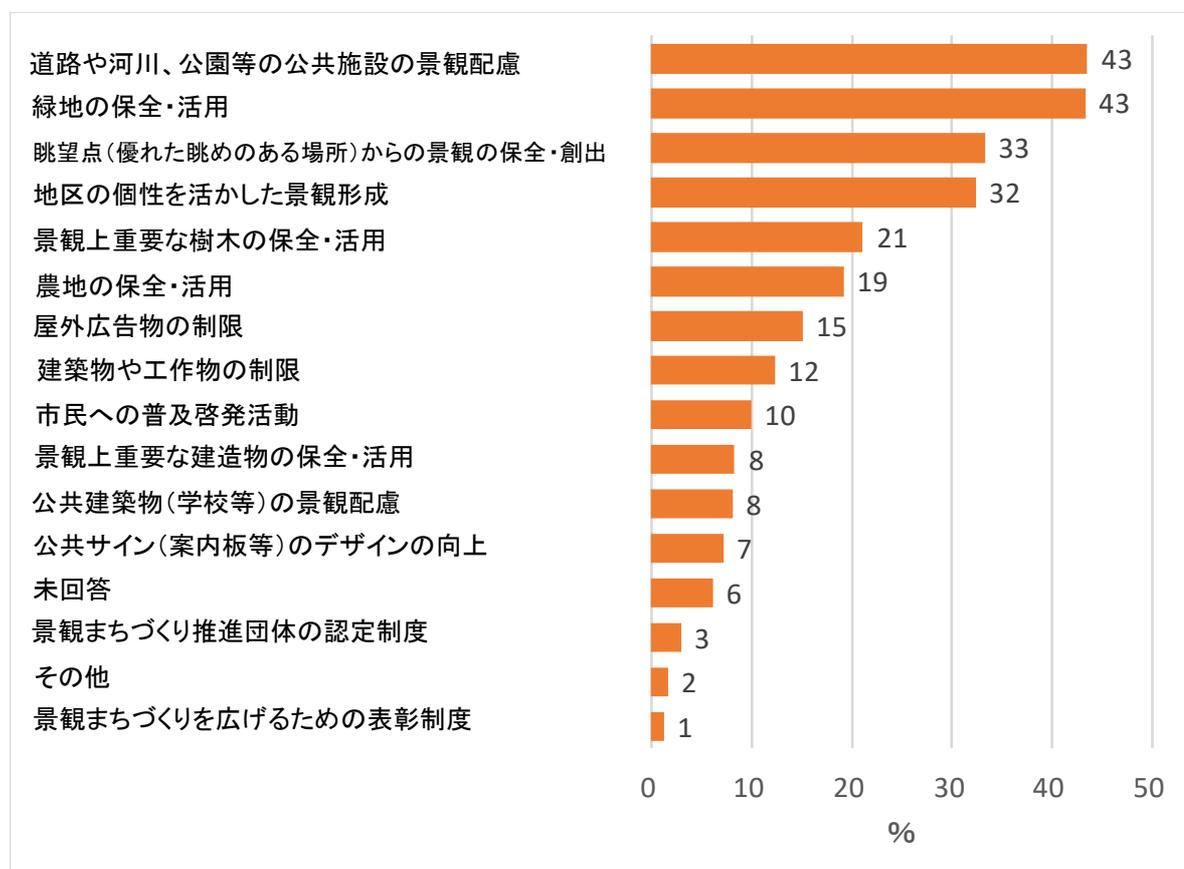
3 本市の今後の取組について（一般地区）

問3-1：市民が景観まちづくりを実践していくために、今後どのような支援策があったらいいと思いますか。（2つまで選択）



- 支援策として、積極的な情報提供（51%）や一緒に取り組む仕組み（32%）が求められています。
- また、地域の景観づくりへの専門家の派遣などのサポート（22%）や市民・事業者・行政がともに景観を考える協議会等をつくる（19%）の支援策も求められており、景観づくりへの意欲が高まっています。

問3-2：良好な景観を形成していくため、今後どのような取り組みを強化するとよいと思いますか。（3つまで選択）



- 今度の取組の強化については、道路や河川、公園等の公共施設の景観配慮（43%）や緑地の保全・活用（43%）の強化が求められています。
- また、眺望点からの景観の保全・創出（33%）や地区の個性を活かした景観形成（32%）やの強化が求められています。

問3-3：景観を良くするために、意見や提案（アイデア）がありましたら、お聴かせください。景観づくりについての自由な意見でもかまいません。（自由意見）

○一般地区

- ごみの不法投棄やポイ捨てが景観を損ねている。
- 道路や歩道、河川、調整池、空き地の雑草が目立ち、景観を損ねている。
- みどりや里山などの自然景観をこれからも保全してほしい。
- 空き家や空きビルが景観を損ねている。
- 電柱の地中化を図ってほしい。
- 今回のアンケート調査で、市の景観まちづくりを知った。市民への情報発信をもっと図るべき。
- 景観を良くするためには、市が行うだけではなく市民一体となって取り組むことが欠かせないと思う。
- 景観を損ねないような取組が目立ちますが、美しいものを積極的に作っていくことも必要なのではないのでしょうか。
- 大きな看板やギラギラした屋外広告物が設置されていて、景観を損ねている。

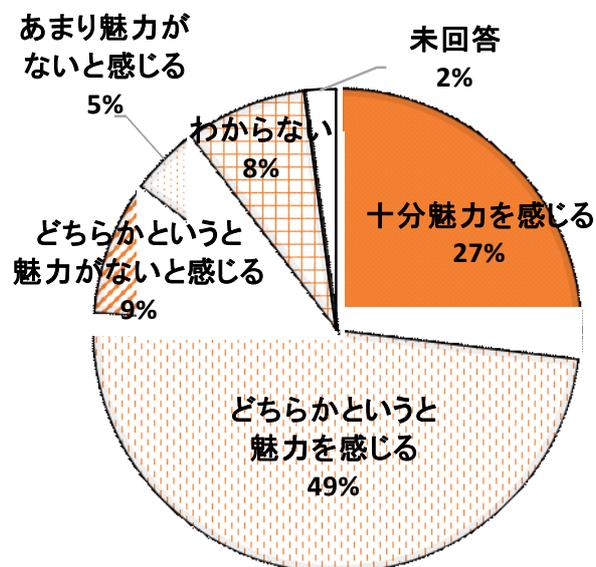
○袖ヶ浦駅海側地区

- 駅前の建築物について、色の制限がされており、統一感がありきれいな街並みを感じる。
- 道路や空き地の雑草が生い茂っているため、景観を損ねている。
- 電柱が多く、景観を損ねている。電柱の地中化を図ってほしい。
- 夜間照明は落ち着いていていいが、街灯が少ない。夜暗く危ないため、街灯を増やしてほしい。
- 空き缶やたばこのポイ捨て、カラスによるごみ集積所の散乱など景観を損ねている。ゴミステーションを統一して整備すると景観が良くなる。
- 街路樹等緑や花が少ない。道路や公園に緑を増やしてほしい。緑の風景が増えると居心地の良さが感じられる。
- 景観に配慮した色合いの店舗はとても良いが、個性のある建物が無い印象です。
- 一部の屋外広告物が目立ち、景観を損ねている。

などのご意見がありました。

4 袖ヶ浦駅海側地区の景観について（袖ヶ浦駅海側地区）

問4-1：景観形成推進地区に指定した袖ヶ浦駅海側地区の景観について、どのような印象をお持ちですか。（1つだけ選択）

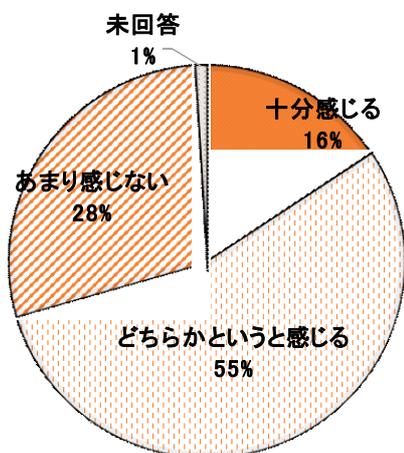


選択肢	回答数	割合
十分魅力を感じる	127	27%
どちらかという魅力を感じる	233	49%
どちらかという魅力がないと感じる	42	9%
あまり魅力がないと感じる	22	5%
わからない	38	8%
未回答	10	2%
合計	472	100%

- 袖ヶ浦駅海側地区では、76%の方がご自身の住んでいる地区の景観に魅力を感じていることがわかります。

問4-2：袖ヶ浦駅海側地区の景観について、どのように感じていますか。

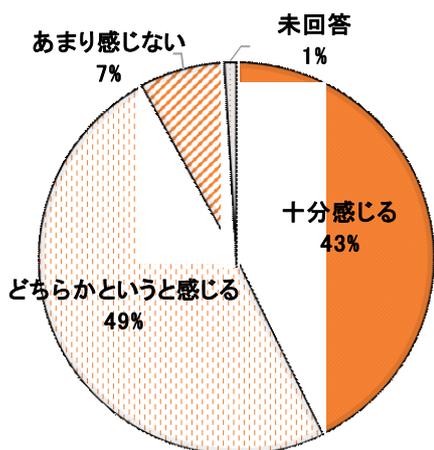
(1) 商業エリアではにぎわいや楽しさを感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	74	16%
どちらかというと感じる	259	55%
あまり感じない	135	28%
未回答	4	1%
合計（累計）	472	100

・71%の方が、商業エリアのにぎわいや楽しさを感じています。

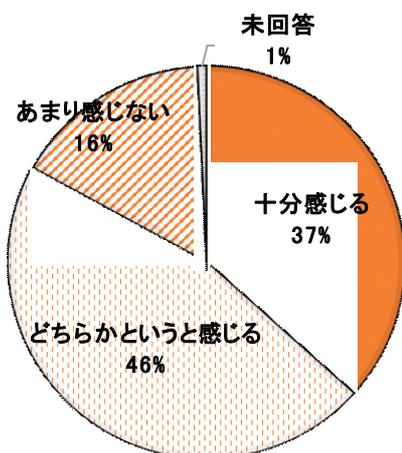
(2) 住宅エリアでは安らぎや居心地の良さを感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	202	43%
どちらかというと感じる	233	49%
あまり感じない	33	7%
未回答	4	1%
合計（累計）	472	100

・92%の方が、安らぎや居心地の良さを感じており、住みやすい景観まちづくりが図られていることがわかります。

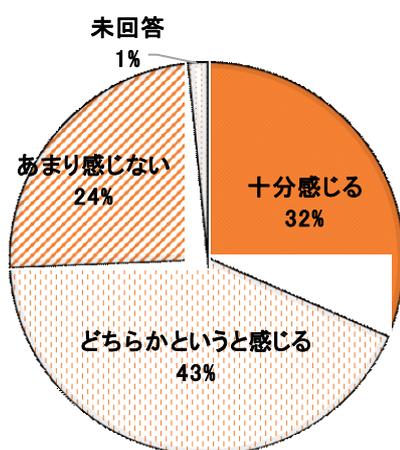
(3) 建物の高さや連続性など、街並みの景観が整っているように感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	173	37%
どちらかというと感じる	219	46%
あまり感じない	77	16%
未回答	3	1%
合計（累計）	472	100

・83%の方が、街並みの景観が整っているように感じています。

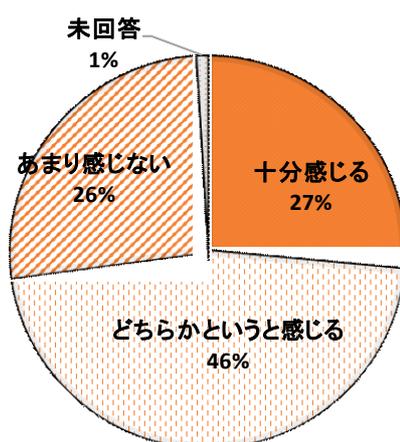
(4) 落ち着いた建物や看板が増えたように感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	149	32%
どちらかというと感じる	202	43%
あまり感じない	114	24%
未回答	7	1%
合計（累計）	472	100

・75%の方が落ち着いた建物や看板が増えたように感じており、色彩基準の規制等により、良好な景観形成が図られていることがわかります。

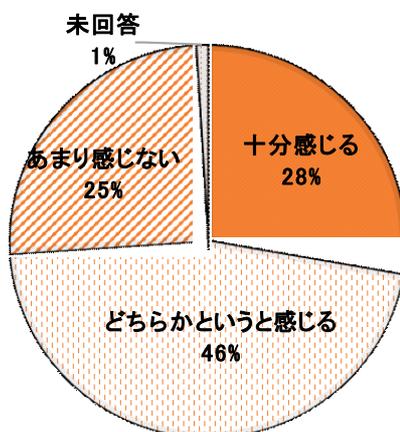
(5) 夜間照明等により落ち着いた夜の景観を感じますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	125	27%
どちらかというと感じる	219	46%
あまり感じない	124	26%
未回答	4	1%
合計（累計）	472	100

・73%の方が落ち着いた夜の景観を感じており、周辺環境に配慮されたまちづくりに露出しすぎないように配慮されている。

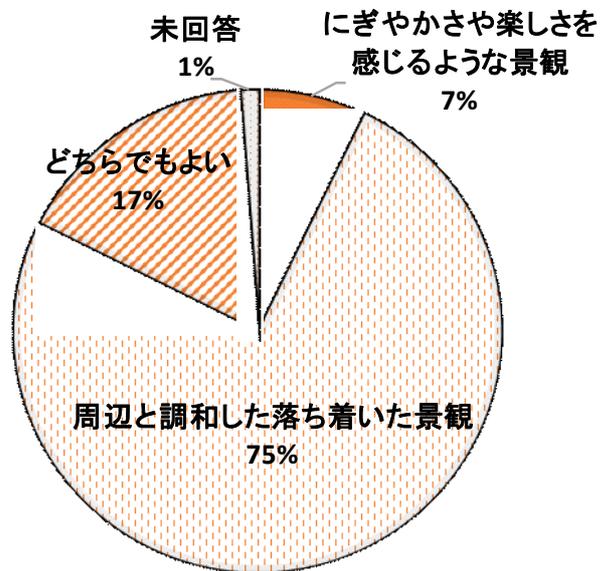
(6) 生垣や樹木等のみどりを感ずますか（1つだけ選択）



選択肢	回答数	割合
十分感じる	131	28%
どちらかというと感じる	218	46%
あまり感じない	119	25%
未回答	4	1%
合計（累計）	472	100

・みどりを感ずる方が74%を占めており、袖ヶ浦駅海側地区において、緑化による景観形成が図られていることがわかります。

問4-3：袖ヶ浦駅海側地区では、商業施設や店舗などの外壁に企業ロゴなどの広告を設置する場合は、落ち着いた外観になるように景観形成を図っています。外壁に広告を設置する際の景観の魅力について、伺います。（複数選択）



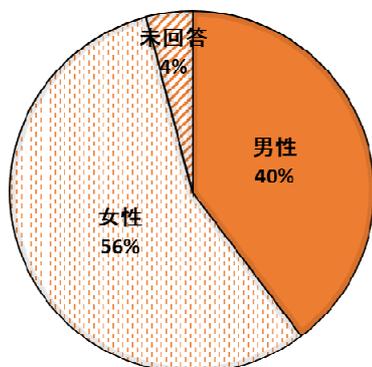
%

選択肢	回答数	割合
現状よりもにぎやかさや楽しさを感じるような景観に魅力を感じる十分感じる	34	7%
周辺と調和した落ち着いた景観に魅力を感じる	355	75%
どちらでもよい	78	17%
未回答	5	1%
合計（累計）	472	100

- 企業ロゴなどの広告を設置する際の景観については、75%の方が、周辺と調和した落ち着いた景観に魅力を感じています。現在の袖ヶ浦駅海側地区における景観まちづくりが、市民に親しまれていることがわかります。

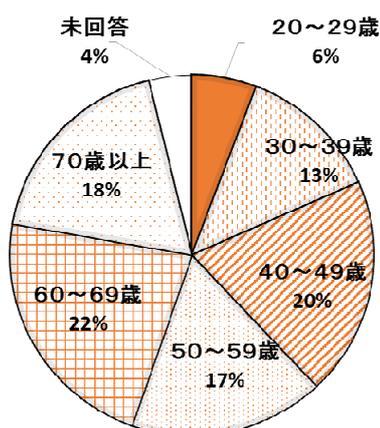
5 属性（一般地区）

F1: 性別



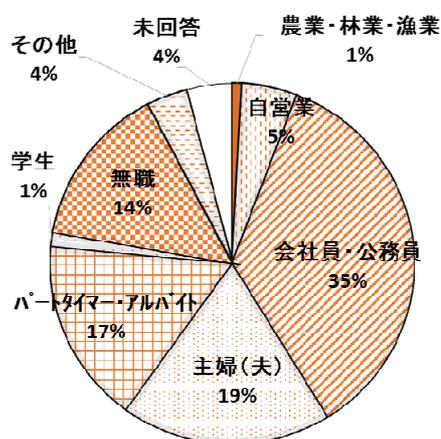
男性 186人 (40%)
 女性 264人 (56%)
 未回答 19人 (4%)

F2: 年齢



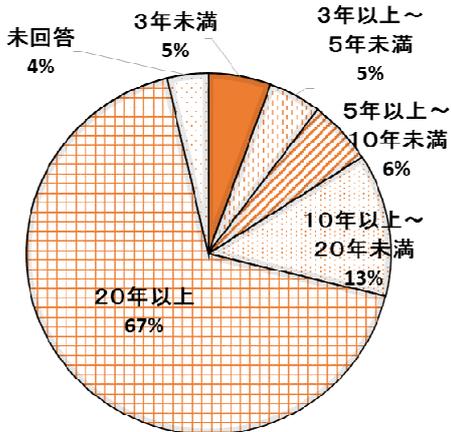
20~29歳 27人 (6%)
 30~39歳 59人 (13%)
 40~49歳 93人 (20%)
 50~59歳 81人 (17%)
 60~69歳 105人 (22%)
 70歳以上 86人 (18%)
 未回答 18人 (4%)

F3: 職業



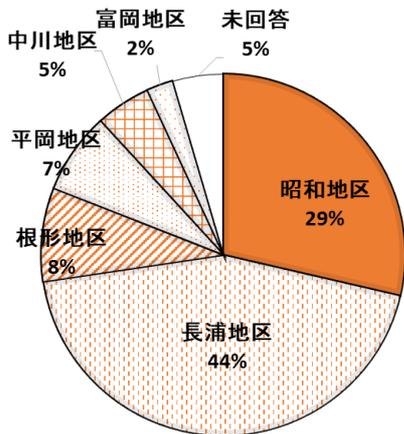
農業・林業・漁業 4人 (1%)
 自営業 23人 (5%)
 会社員・公務員 166人 (35%)
 主婦(夫) 88人 (19%)
 パートタイマー・アルバイト 79人 (17%)
 学生 6人 (1%)
 無職 68人 (14%)
 その他 17人 (4%)
 未回答 19人 (4%)

F4: 袖ヶ浦市に何年くらいお住まいですか。



3年未満	26人 (5%)
3年以上～5年未満	22人 (5%)
5年以上～10年未満	27人 (6%)
10年以上～20年未満	60人 (13%)
20年以上	317人 (67%)
未回答	17人 (4%)

F5: 現在のお住まいのエリア。



昭和地区	135人 (29%)
長浦地区	206人 (44%)
根形地区	39人 (8%)
平岡地区	34人 (7%)
中川地区	23人 (5%)
富岡地区	11人 (2%)
未回答	21人 (5%)

○回答者は高齢者や現役世代の幅広い世代の方からの回答となっています。

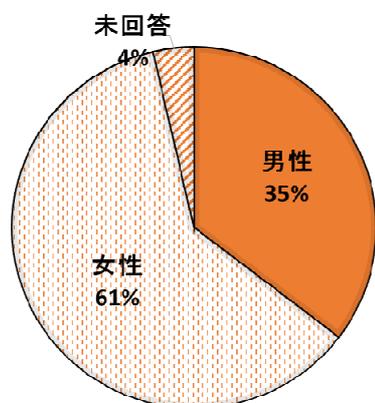
- ・60歳以上の回答者が40%と多く占めています。60歳以下の回答者が56%となっています。

○長年にわたり袖ヶ浦市に居住している方が多く回答しています。

- ・袖ヶ浦市に20年以上住んでいる方(68%)

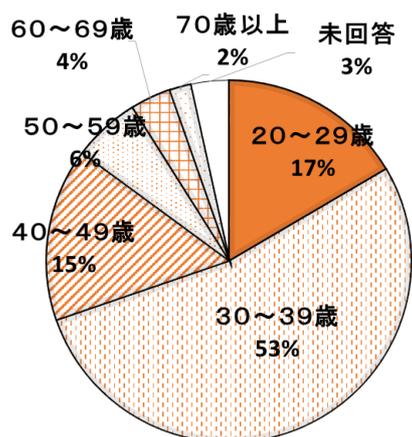
6 属性（袖ヶ浦駅海側地区）

F1: 性別



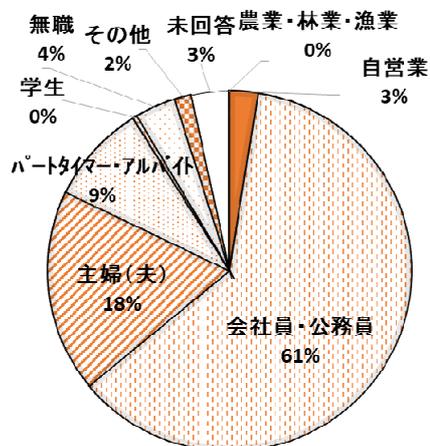
男性	167人	(35%)
女性	288人	(61%)
未回答	17人	(4%)

F2: 年齢



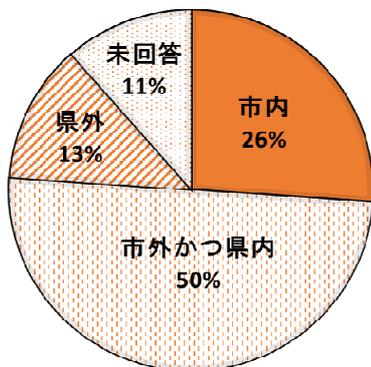
20~29歳	78人	(17%)
30~39歳	251人	(53%)
40~49歳	73人	(15%)
50~59歳	28人	(6%)
60~69歳	17人	(4%)
70歳以上	9人	(2%)
未回答	16人	(3%)

F3: 職業



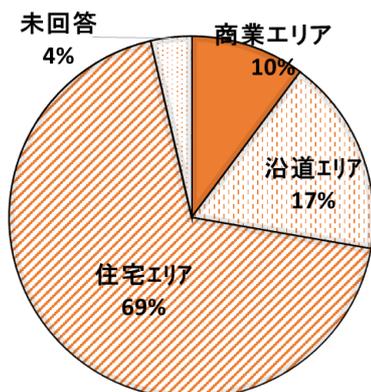
農業・林業・漁場	0人	(0%)
自営業	12人	(3%)
会社員・公務員	290人	(61%)
主婦(夫)	86人	(18%)
パートタイマー・アルバイト	42人	(9%)
学生	2人	(0%)
無色	17人	(4%)
その他	7人	(2%)
未回答	16人	(3%)

F4: 通勤や通学等で移動するエリア



市内	123人 (26%)
市外かつ県内	236人 (50%)
県外	59人 (13%)
未回答	54人 (11%)

F5: 現在のお住まいのエリア



商業エリア	48人 (10%)
沿道エリア	83人 (17%)
住宅エリア	324人 (69%)
未回答	17人 (4%)

○現役世代や子育て世代の方から多くの回答をいただきました。

- 20歳から59歳の回答者が91%で、そのうち30歳から39歳の回答者が53%となっています。
- また、会社員・公務員（61%）や住宅エリアにお住まいの方（69%）が多く回答しています。

今後の景観まちづくりについて

(1) はじめに

市では、景観まちづくりを広げていくため、地域の景観形成に貢献している市民・NPO・事業者等の取り組みや、景観に寄与した建築物等を募集し、模範とすべきものを表彰する「表彰事業」の実施や、景観まちづくり活動を自主的に行う一定の要件を満たす市民団体を「景観まちづくり推進団体」として認定するなどし、景観まちづくり活動を推進している。これらの取組を通じて、活動団体の士気高揚に資するとともに、更なる活動の充実が図られるなど効果を得ることができた。

しかし景観まちづくり市民アンケートの結果、これらの取組に関する認識度は1割にも満たず、一般地区においては景観に関する取組を「どれも知らない」という回答が4割を占めるなど、市民の景観まちづくりに対する認識が低いことが伺えた。

よって、今後は市民が本市の景観を意識するような取組を展開していくこととしたい。

(2) これまでの景観まちづくり賞について

本事業は、平成22年度から令和2年度まで11年間毎年実施してきた。

中でも景観形成に貢献している取組を行う団体への表彰については、9回の実施で計44団体の表彰を行った。

しかし、毎年同内容の為、応募数が思うように増えず、活動内容も花の植栽等に偏るなど、制度のパターン化し、市民への浸透効果も薄い。また、景観まちづくり賞の表彰を行って終わりとなっており、その後の支援などがない状況である。

年度	表彰内容	応募数	表彰数
平成22年度 (第1回)	地域の景観形成に貢献する取り組みを募集	7件	7件
平成22年度 (第2回)	地域の景観形成に貢献する取り組み(イルミネーション)を募集	6件	4件
平成23年度	地域の景観形成に貢献する取り組みを募集	8件	6件
平成24年度	〃	6件	5件
平成25年度	〃	6件	6件
平成26年度	〃	5件	5件
平成27年度	〃	5件	5件
平成28年度	写真に残したい袖ヶ浦市の景観を募集	56件	4件
平成29年度	袖ヶ浦市の眺望ポイントを募集	38件	5件
平成30年度	地域の景観形成に貢献する取り組みを募集	4件	4件
令和元年度	〃	7件	7件
令和2年度	歴代の景観まちづくり受賞者で継続して活動をしている取り組みを募集	7件	3件



令和元年度 大賞
坂戸市場環境保全会



平成 31 年度 大賞
中富ふれあいの会

(3) 令和 3 年度の景観まちづくり賞

令和 3 年度は、景観まちづくり賞のパターン化から脱し、市民の景観まちづくり、表彰制度についての認識度向上を目的とし、これまでと方向性を変えた事業を実施する。また、表彰して終わりという単発的な事業ではなく、表彰した内容を支援するなど継続して景観まちづくり事業に取り組んでいく。

	令和 3 年度	令和 2 年度
実施内容	市内 5 地区から守りたい、未来に残したい景観スポットを選出する事業（1 地区 1 スポットを選定）	歴代の景観まちづくり賞受賞者から優秀賞等を決める事業
参加者	市民（HP 上でのアンケート、庁内施設にアンケートの設置 等）	平成 2 2 年度から令和元年度に行われた景観まちづくり賞受賞者
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> 投票による審査（市民）HP 上でのアンケートや庁内施設に投票用紙を設置 等 （景観審議会員、庁内専門部会員）例年通りの審査 担当課による現地視察 等 	投票による審査 （景観審議会員、庁内専門部会員）

選定後の支援・活用として、都市整備課内で実施している景観事業に絡めることで、選定スポットの維持保全や活用を行うと共に、秘書広報課等、他課との連携で選定スポット、景観まちづくりの認識度向上を目指していく。

(選定後の支援・活用案)

種別	事業名	内容	担当課
支援	景観まちづくり補助	景観づくりの活動に必要な消耗品などを支給する	都市整備課
	景観まちづくり推進団体制度	都市整備課で認定している推進団体に協力していただき、選定地の維持管理を行う	
	シティープロモーション事業	Youtube や公式 SNS、Beyond を活用し、選定地の普及啓発を行う。（下記参照）	秘書広報課
活用	景観まちづくり賞	選定地を活用した景観まちづくり賞の実施（絵画、写真など）	都市整備課
	景観普及事業	他課で行う外イベントに選定地を連携させ、選定地を活用する。（選定地をめぐる景観まちあるきなど）	都市整備課 公民館等



ガウラのゆるっとさんぽ
市のマスコットキャラクターである「ガウラ」が袖ヶ浦市の魅力的な場所を紹介する Youtube 動画



Beyond

広報そでがうらのPRを目的として、市の様々な場所や市民の人を撮影し、発行されているポスター

(4) 景観に対する意識啓発に向けた更なる取組み

景観に関する意識の向上や情報提供を広く行うために、定期的に広報やHP等にて景観まちづくり賞の紹介や、景観まちづくり推進団体の活動を紹介してきたが、現在は紹介のみとなっているので、さらなる意識啓発に繋がる機会を設けることとする。

今後は、景観まちづくりの意識啓発及び市民が景観まちづくりについて気軽に学べる機会として、千葉県のアドバイザー制度を活用し景観まちづくりに関する講演会を実施する。

また、景観まちづくり先進地視察を行うなどし、景観に対する意識醸成を図ることとする。



平成28年度
景観まちづくり講演会の様子
議題「地域の暮らしと景観」